



も、第一、第二、第三、第四に続いて——きょうも築地、神田の市場の見学に早朝来参ったわけでありまして、たとえば築地の場合でも約一万七千に近い従業員が働いておられるというふうな実態の報告等もありましたが、やはり第四号の次にこういつた市場で働く人々の労働福祉問題、さらには食品衛生等のいろいろな諸問題等もございまして、そういった食品衛生あるいは労働福祉問題というのを五号で「その他」で片づけるのでなしに、特にやはりこれからの新しい展望に立つた場合には明記すべきではないかというふうな点と等についても、私どもとしては考えておる内容の問題でございます。これは特に政府委員等からの答弁は要りません。そういうことがやはりこれから長期展望に立つた卸売市場の運営の場合に重要な項目として明記をし、基本方針をその明記に基づいて明らかにしていくことが必要であるというふうに考えております。

そこで、第四号第二項の第一の問題から若干お伺いしたいわけですが、「生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標」ということが第二項第一号に書かれておりますけれども、これはおそろしく農林省が昭和四十三年十一月二十二日に公表をいたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」というものを大宗としながら、「生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通し」というものの基礎にしたという考え方だと判断をするのでありますが、その辺のところは具体的にはどう考えておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○小暮政府委員 御指摘のとおり、農業基本法に基づきまして、需要と生産の長期見通しをいたしております。これをもちろんだ念頭に置きますが、さらに、ほかに野菜の生産出荷安定のための制度等に基づきまして、さらに重要野菜について具体的にいろいろ調査いたしておるようなものもございまして、それらのものも十分勘案いたしたいというふうに考えております。

○角屋委員 そこで、昭和四十三年十一月二十二日公表の「農産物の需要と生産の長期見通し」というもので、たとえば野菜のところをひとつ見てもいいと思います。これはいわば非常に荒い見通しでありまして、五十二年の野菜の作付面積は四十一万より約一割五分増加して七十一万ヘクタール程度、生産量は約三割増加して千七百四十五万トン程度になると見通される。また、五十二年度における総需要量は千七百八十八万トンないし千七百五十三万トン程度、生産量は千七百四十五万トン程度となり、需給はほぼ均衡するものと見込まれるというふうな判断を長期見通しではしておるわけでありまして、最近の米の生産調整等と関連を今の今後の野菜の見通しは、こういう情勢の変化に関連を一体どうなるかというふうな問題等も新しい要因でありまして、あるいは野菜生産出荷安定法に基づくところのこれからの具体的プランというものの関連でどうなるかということが当然出てくるわけだと思ひます。

果実につきまして、五十二年を見通すと、栽培面積は四十一年の約三割増の五十五万ヘクタール、これは果実的野菜を除いて四十七万ヘクタールということがカッコに書いてありますが、その程度で、生産量は四十一年の約七割増の九百七十三万トン、カッコにいたしまして果実的野菜を除いて八百四十万トン、こういう程度になると見通される、こういうふうな判断をしておりまして、五十二年度における総需要量は千七百九十九万トンないし千六百六十九万トン程度、生産量は九百七十三万トン程度となり、自給率はほぼ現状程度となることが見通されるというふうなことで、いわゆる長期見通しの中では野菜、果実あるいは肉その他についても、それぞれ荒い形の十年の展望が書かれておるわけでありまして、具体的に最近の生鮮食料品等の市場を通ずる価格の変動というふうな問題を考慮してみても、やはり生産、需給のバランスの問題を、年度ばかりじゃなしに時期的にも真剣に対処していかなければならぬ。あるいは先ほど申しました米の生産調整、あるいは自由

化の進展と関連する国内生産の動向というふうなもの、総合的にきめこまかく判断をしてみたいと思ひます。いわゆる生産体制あるいは需給の均衡という問題が見通しを誤るということに相ならうかと思ふのであります。したがってそういう点について、具体的に本年はどうだ、あるいは来年についてどう考えるかという点に関する農林省の作業のしかた、あるいは判断のしかたというのは、具体的にはどうしていかれるのかという点についても答弁願いたいと思ひます。

○小暮政府委員 卸売市場の中央地方を通じての計画的な整備との関連で、野菜の長期の需要と生産の見通しを持たなければならぬ点は御指摘のとおりでございます。これにつきましては年間一人当たりの消費量の動向といったようなものを念頭に置きながら、都市の人口の集積状況等を勘案して具体的に検討してまいりたいと思ひます。そのほか、野菜の価格の安定という観点からは、野菜生産出荷の安定のための諸制度との関連で、主要な野菜についてできるだけひんぱんに、今後五カ年間の見通しを品目ごとに検討するということになっておりました。これは野菜のことでございますから、どこ地域でことし幾ら要るか、あるいは何月に幾ら要るかということもろまでもございまして政府の見通しとして出すことは適当でないというふうに考えますが、ただ一回限りつづれば自分それによろしいという性格のものでもないという事情がございまして、市場における入荷の実績あるいは流通関係の専門家の意見等を十分徴しながら、今後五カ年間にどの程度需要がふえるだろうか、入荷期待量がふえるだろうかという点を主要野菜について常時検討し直す、こういう形をあわせて考えております。

○角屋委員 私がなぜ、この第四号第二項第一号の「生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標」で、そのことに特に触れるかといふと、数年来、農林省の毎月なりあるいは冬季なりの野菜の見通しというものはきわめて当たらないということでは

不評判である。そういうことであればいいかぬし、また、これからの野菜の短期見通しを立てられておることについても、これが当たるかどうかということがいわれておる。もちろん天候その他の問題もありましようけれども、農林省はできてから何十年とたつておるわけですし、それぞれ陣容を持っておるわけだから、やはりそういうものを的確に把握するにはどういう創意とくふうが必要か、あるいはそういうものの組織的な整備というものはどういうふうな考えたらいいか、機械化その他の問題も含めてくふうしながら、大体実態に近いような判断ができるということが必要だと思ふのです。そういう点では、いままでのように短期的にもあるいは年度的にも農林省の見通しに対する信頼性が必ずしも高くないということであつてはいいけないのじゃないか。また、そのことが、卸売市場を通じての流通の場合の価格の波動に大きな影響を持つてくるということであつてもいけなからうと思ひます。ですから、これらの点は、従来の考え方の単なる延長ではなくて、長期、年度、短期、そういう問題については、緻密な、もっと創意くふうの上に立つた見通しというものを持つていかれることが必要であるということとを特に指摘しておきたいと思ふのであります。

基本方針の中で、引き続き二号、三号、四号と三項目書かれておるわけですが、特に、「近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標」これは新設のもの、また従来のものも新しく改造していくという問題も含んでおると思ひますけれども、こういうものを基本方針の中で特に明示したいというのはどういう考え方でありまうか。

○小暮政府委員 本日、御視察いただきましたところでも明らかなように、現在の市場内の労働力事情等を見てもいいと思います。在来の仕組みでは市場の機能が麻痺するおそれがあるという問題がございまして、そこで、できるだけ施設を省力的な方向に持つてまいらなければならないというところが一つございまして、

それから、先ほど来御指摘のような需要の見通し、これは短期の需給調整の問題のほかに、それぞれの都市の消費人口の動向、一人当たりの消費の動向というものから予想される入荷量があるものでございますが、その入荷量に見合った施設の規模——一気に理想的なところまでいかないにしても、目標としては、望ましい施設の規模というものを明示する必要があります。

それから、最近の市場におきましては、何と申しましても、売り場面積のほかに駐車スペースといったような問題がきわめて基本的な問題になってまいっております。それらのものについての考案の方の基礎、こういったようなものを、第二号に基づいて基本的な目標を明示したいというように考えております。

○角屋委員 引き続きまして「卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項」、これはあとの整備計画がこれを受けるわけですから、ここまではどの程度のことであらわしたいのですか。

○小暮政府委員 ただいま申しましたことと思想的にはつながるわけですが、大口の荷物をできるだけ合理的にさばきたいということから、荷役施設あるいは貯蔵施設等のあり方について基本的な事項を明示したいというふうに考えております。

○角屋委員 次の第四号のところに「卸売の業務」、カッコしてその解釈が書いてありますけれども、「卸売の業務を行なう者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標」ということが書いてありますが、本法でいう「卸売の業務」というのは、その姿をしぼってまいりますと卸売業者というところにつながる。したがって、「卸売の業務を行なう者」という中には、新しく名称が変わって、仲卸業者あるいは買参人というものは、この立法の解釈からいって必ずしも入らないという前提だろうと思っておりますが、基本方針の中では「卸売の業務を行なう者」つまり卸売業者の「経営規模の拡大、経営管理の合

理化等経営の近代化の目標」ということがあつて、やはり仲卸業者あるいは買参人等を含めれば含められるかも知れませんけれども、そういう者を含めない形で市場内のいわゆる卸売業者、仲卸業者、買参人というものが構成員としては考えられるのに、この法律上の解釈では、基本方針の中で、その他の者を除いて、卸売業者について特にしぼって書いておるようには判断をされる。本来、流通機構というのは流れ作業でございますから、流れ作業にタッチする根幹的な組織体というものについては、基本方針の中においても、単に卸売業者ばかりでなしに、仲卸業者あるいは買参人も含む、そういった者の経営規模の拡大なり経営管理の合理化等経営の近代化の目標を明らかにして、そして非常に古くからの伝統や因習やいろいろなものを持つておる姿を近代化していくということが総合的に必要ではないか、こう思うのでありますけれども、そういう意味からいけば、私の解釈では「卸売の業務を行なう者」というのは卸売業者であらう。こういうふうに見ますと、なぜ、それだけの者に触れて、他の仲卸業者なり買参人を含む、つまり市場に参加しておる、卸売の市場として十分関連をしておるという者について総合的な近代化を考へようとしないうかという点を、ひとつ起案者の側として政府委員から容弁を願いたい。

○小暮政府委員 御指摘のとおり、市場内での取引の近代化、合理化をはかりましたためには、卸売業者だけでなく、仲卸業者あるいは買参参加者等のあり方についてもこれを合理化する方向を明示すべきであるというふうに考えます。ただ法律としてこれを定めます場合には、御承知のように卸売の業務につきましても、第十五条で農林大臣が直接許可する形を定めてございまして、仲卸業につきましても、法体系としては、これを置くことができないという形で、法律上必置という形にはいたしてございせん。そのほかに、この認可等は開設者がやるという形に相なっております。そこで法律の体系としては、第四条で特記するの

は、卸売の業務を行なう者の経営規模の拡大等についての目標をいたしてございまして、趣旨をいたしましては、仲卸業者あるいは買参のあり方についても当然改善をはかる考えでございまして。

○角屋委員 いま局長から御答弁がございましたが、卸売市場整備基本方針として農林大臣が総合的なものをきめようというときに、たとえば仲卸業者は開設者がどうだということに、たとえば中央卸売市場あるいは地方卸売市場を通じての卸売市場における近代化をはかるというのを国が基本方針を明示する場合には、しかし具体的問題として、仲卸業者というものがカットされておる市場というものは若干ありますけれども、大体大半のところはあるわけであつて、そういうことは、私は必ずしも説明にはならないというふうに思うのです。単に卸売業者だけの近代化を言へばいいというもののじゃなく、これは関連をしておるという点で、私はやはり第四号のところではそういうものを含めた卸売市場整備基本方針に基づく考え方を示すべきである、こういうふうに考えるわけでありまして。そして「その他卸売市場の整備に関する重要事項」であつて一切がつかいづつばめありますけれども、私は、最近食品公害問題その他が出てまいります、あるいは市場の衛生条件、環境整備等の問題もございまして、そういう面で、食品衛生とかあるいは労働福祉とかいうふうな問題については第四号の次にそれを明示して、そして次に六として「その他卸売市場の整備に関する重要事項」ということにやはり整えるべきであらうというふうに考えております。

いすれにしても第四条の第一項、第二項に関連した政府委員に対する質問は以上の程度にいたしたいと思ひますが、この第四条の「卸売市場整備基本方針」については、これは第三項で書いてありますように、農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならない。」そして第四項では、この内容について「遅滞なく、これを公表し

なければならぬ。」ということに相なっております。ところが、これはあとで私は質問するのでありますが、ここで関連をしておいて先ず質問しておいて、かつこうだと思ひますので申し上げたいのでありますが、第六条の「都道府県卸売市場整備計画」というところでは、第二項のところに四号まで内容がありまして、そして第三項のところで「都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出する」とともに、その内容を公表しなければならぬ。」と書いてありますが、この場合、後ほどの条項で出てまいりますいわゆる中央に設けられる卸売市場審議会に対比をした形で、都道府県には都道府県卸売市場審議会というものを置くことができるようになつておるわけですね。したがつて、地方自治体の自主性といふことが、そういうことから、立法体系としては置かなければならないという形を必ずしも国の法律ではとりませんけれども、趣旨としては、置くことができるというところ、これは置かなければならぬという解釈の方向でやはり措置されることが多いと思ひます。そうだとしますと、第六条のところに「都道府県卸売市場整備計画」という場合は、当然多くの場合設けられるであろう都道府県卸売市場審議会というものの意見を聞かなければならないということが前提になると思ひますが、これらの点について政府委員から御答弁を願ひます。

○小暮政府委員 実際にこの仕事をやってまいります場合には、私どもも関係の都道府県がそれぞれ七十一條に基づいて審議会を設けて、十分衆知を集めてやつてもらうというふうになることと期待しております。ただ、御指摘の中にもございまして、これは地方自治体がやることについてでございますので、立法としては「審議会を置くことができる。」という七十一條の規定になつております。したがつて、六条のほうでこれに

ついで特段法律上触れるということをしていたしてないわけでございます。

○角屋委員 法律上触れてないけれども、設けられる場合は当然その意見を聞いてやるということには間違いないわけですね。本来ならば私はそういう趣旨のことはこへ書いておいていいと思うのですね、法文上のあらわし方をどうあらわすかは別として。だから書き方からすれば、都道府県卸売市場審議会が設けられる場合においてはその意見を聞かなければならない、というふうにして、法文上やはり農林大臣の場合の卸売市場整備基本方針、さらに中央卸売市場整備計画の場合も意見を聞くとともに、関係地方団体に協議しなければならぬとなっておりまして、いずれもそういうことを意見を聞いてやるということになっておるわけですね。たてまは私の質問と答弁とはそう変わらぬと思うのですけれども、法文上やはりそういう問題をもう少し明記する必要があるのではないかと、こういうふうには私自身としては判断をしておるわけでございます。

そこで第五条の中央卸売市場整備計画に関連した問題であります、この第五条の中央卸売市場整備計画の点は旧法の第七條ノ二と特に変わる点が新しくございましょうか。大体従来の旧法の第七條ノ二の内容と、内容としてはそう変わっていないのでございまして、その辺の実体的な問題について御答弁をお願いしたいと思います。

○小暮政府委員 整備計画の考え方は旧法と特に異なつた点はないわけですが、実際これをつくり出す際にまず基本方針を明示をいたしまして、それを受けてこの整備計画をつくるという点、それからあと結果的にございまして、この整備計画が当然都道府県の卸売市場整備計画立案の際にも参考になるという点が実体的に従来の異なると思ひます。

○角屋委員 そこで第六條の「都道府県卸売市場整備計画」について若干お尋ねしたいのは、農林大臣が中央卸売市場整備計画をつくる、それで「都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該

都道府県における卸売市場の整備を図るための計画を定めることができる。」というふうになつておりますが、この都道府県卸売市場整備計画の中にはいづゆるその都道府県内の中央卸売市場、これは既設のもの、あるいはこれから新設されるであろうことで計画のプランに載つておるもの、こういうものも含めて都道府県卸売市場整備計画としてあらわすのか、あるいは都道府県の地方卸売市場、これを主体として都道府県卸売市場整備計画というものは考えるのか。この辺、この計画の中身にはいづれも含んでこの計画を考えておるのか。あるいは地方卸売市場というものに土合を置いてこの計画を立てる構想なのか。その辺のところを明確にしてもらいたい。

○小暮政府委員 都道府県知事は中央卸売市場の整備の問題だけではないに、中央卸売市場と地方卸売市場との区域内での配置と申しますかその立地上の組み合わせ等に十分配慮しなければならぬという考え方でございまして、したがって都道府県知事がつくり出す都道府県卸売市場整備計画の中には、国が定めます中央卸売市場についての整備計画、この中で掲げられております中央卸売市場の計画は当該県にかかわるものを当然含む、それを組み込んで県内全体としての中央市場、地方市場を配置する、こういう形を考えておるわけでございます。

○角屋委員 そこで中央卸売市場の關係の問題について、第三章「中央卸売市場」という中身との関連において若干触れていきたいと思います。

その第七條で「開設区域」というのがございまして、これは従来の考えられておつた中央卸売市場の区域よりもっと広い意味に判断をして考えていきたいということで、今度の第七條の「開設区域」の点は新しくそういう考え方が加つておると思ひますが、具体的にその点を若干御説明をお願いしたい。

○小暮政府委員 区域を指定して、その中のその区域を対象として中央卸売市場をつくるという考え方は従来と同じでございまして、その意味では

開設区域というものの考え方が特に変わったわけではございませんけれども、最近の流通の実態等から考えまして、この区域の指定はできるだけ広域的な流通の安定をはかるという角度から指定したいというふうに考えております。

○角屋委員 そこで第八條では、開設の認可問題の中で結局「地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。」ということになつておりました、第八條の第一号のところで「都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で」と、これは従来の政令の十五万人というところの考え方を、ここで新しくおおよそ二十万人というふうに改める、この場合の二十万人というのは、二十万人を境にして、この下のほうは弾力的にどの辺のところまでを運営上考えておるわけですか。

○小暮政府委員 通常そういう形でものを画します場合に、一割程度のアローアンスはあるというふうに考えております。

○角屋委員 そこで人口十五万人以上の都市、日本の場合、昭和四十五年三月三十一日現在の住民基本台帳で見てもあります、同僚の委員の質問のときにも若干出ておりましたが、現在私の手元の資料では市の数が五百六十四、そのうちで人口十五万以上というのが百七、二十万以上というのは七十四というふうに見られるわけですが、そこで県庁の所在地に中央卸売市場をつくるのかつかつかぬとか、いろいろな審議の経過もありましたし、また現実人口十五万以上で考えれば百ちよつと、あるいは二十万以上で考えれば七十四、現実の中央卸売市場は二十八都市で五十八あるというふうな現状で、いわゆる基本方針に基づく中央卸売市場整備計画、十年をめどにしてこれからの展望いかんということになります場合に、具体的にこれはこれから本法が通過をいたしました場合に、どういう段取りで農林省としてはやつていかれるのか、こういう点をひとつお答えをお願いしたいと思います。

○小暮政府委員 現在すでに中央市場開設の問題

を何らかの形で検討しております。その検討の程度はさういふ差異はございませんが、しております。都市ですでに二十七、八都市ございます。それから、現に開設されております都市の数と同じくらいの都市が、いろいろな角度でいま検討をされておるわけでございます。私もひとついたしましては、これらのものについて具体的な指導を引き続き行ないますと同時に、新法が施行されましたら中央卸売市場審議会にはかりまして、現に検討中のものに必ずしも局限することなしに、国全体の状況をながめて整備計画を定めたいというふうに考えております。

○角屋委員 すでに中央卸売市場を開設してある都市が二十八都市五十八卸売市場、それから当面新規の開設都市として構想されておるのが二十七都市ありまして、その中には開設をすでに決定をした都市が青森、福島、宇都宮、甲府、富山、岐阜、徳島、松山、宇部というふうな九都市と、それから開設を予定しておる都市が大体当面十二都市ということ、具体化しつつある都市として静岡、清水、これは一部準備組合ということで静岡、和歌山、大阪、福岡、長崎、検討中の都市として釧路、函館、八戸、山形、大分、宮崎、開設の意向があると見られる都市として六都市、秋田、外五都市というふうなことで、いま言つた中には入つてはおりませんが、予算委員会あるいは本委員会でも若干の議論が出ました東京都におきましては横浜南都市市場の問題、あるいは横浜の場合は磯子の横浜南都市市場の問題、こういう問題がこれからの当面の検討対象として出てるかと思ひますが、これは十年を展望したときの農林省の考え方として、中央卸売市場の新設あるいは改築、移転等も含めて、おおよそ中央卸売市場はどれくらいの数のものになるだろうというふうに見ておるわけですか。いま私の手元の資料では既設が二十八都市ある、新規の開設の予定を含めて二十七都市が対象になつておるということですが、これも、全体としていゆる基本方針に基づく中央卸売市場整備計画という中で構想される旧来のもの

の、新設のものも含めておおむねどの程度であらうというふうに考えておられますか。

○小暮政府委員 これまでの中央卸売市場の整備の実績等から考えますと、現に検討の組上につけておられます新規開設二十七都市につきましても具体的な整備を完了するには、過去の例でございませうれば相当の長年月を要するのではないかとはいふに思ひます。ただ私どもといたしましては、新法の施行を機会に、この際関係者と一致協力いたしまして、今回の十年計画で、既存の都市を含めて少なくとも五十都市程度について市場の整備が行なわれます程度のところまで仕事を進めてまいりたいというふうに念願いたしております。

○角屋委員 これは中央が命令してやるというそういう性格のものではございせんから、やはり地方公共団体あるいは地域の関係者というものの積み上げの上に立つて、総合的な中央市場としての新設あるいは改造等をやらなければならぬというところでございませうけれども、少なくとも基本方針を明示し、中央卸売市場整備計画をこれから立てていくということになりまして、相当具体性を持った計画を明示しなければならぬだろうというふうに私どもは判断をいたします。

そこで今度は、都道府県の卸売市場整備計画の中で重要な柱であります地方卸売市場の問題でありますけれども、これも整備計画の問題であります。

御承知のように、地方の卸売市場というのはいままでは法律あるいは条例その他でやっておる形でございます。今度新しく中央卸売市場、地方卸売市場を含めた統一した卸売市場法というところになるわけでありまして、したがってそういう中で都道府県卸売市場整備計画というものを考えていく。この場合に、今後既設の地方卸売市場というものが総合で百七十九、青果物市場で千六百十二、水産物市場で千七百七十三、食肉市場で十二、これは消費地、産地市場を含めてでありますけれども、そうすると消費地市場としては二千二百八十八、産地市場というものは千二百九十、こう

いうふうに仕分けされますが、産地市場というのは御承知のように漁業協同組合あるいは同連合会等が考へるいわゆる産地の市場、その水産物市場というものが千七百七十七で、千二百九十の大半を占めていられるという実態でありますから、これはそういう実態を踏まえた上に立つて判断をしなければならぬ。したがって地方卸売市場の整備の焦点というところになりますと、当然消費地市場の二千二百八十八の問題が中心の課題になるかと思ひます。この点は各都道府県のこれから立てる整備計画、いままででも行政的な指導をやつてまいりましたが、そういうもので判断をされる消費地市場のこれから整備後の市場数というものは大体どれくらいに考えておられるかという点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 地方市場の問題は多年の懸案として今回国が直接関係都道府県と一緒に指導する段階までこぎつたわけでございます。全国にだけだけ所在するかどうかというのを正確に把握するの、これまで精一ぱいであつたということを率直に申し上げたいと思ひます。しかし、これまで関係の都道府県といふ議論をいたしました経過、並びに現在私どもが当面地方市場の整備のためにどの程度の規模のものを考えようというふうな考へておりますこと等を勘案いたしますと、数としてはむしろ現在の数の三分の一程度に最終的には整理される。しかしながら売り場面積なりそのほか上回る形のものに整備することが望ましいのではないかとはいふに考えております。

○角屋委員 それで中央卸売市場あるいは地方卸売市場の開設の場合、いま申しましたように三分の一程度に統合していく、具体的にどういう進め方をされるかは別として、そういう場合においてはやはり既設の市場の新らしい市場への統合問題、あるいは新設問題等も出てまいらうかと思ひます。けれども、そういう特に卸売市場を開設するという場合に、業者の収容の基本方針というものはどういふふうに従来からやつてきておるのか。今

後整備計画に基づいて推進をしていく場合には、中央卸売市場の場合も地方卸売市場の場合も、そういう問題が基本方針として明らかにされてこなければならぬだろう。これは従来もやってきた経験がございませうけれども、これから中央地方を通じていわゆる経済圏等に基づいて市場を総合的に整備をするというに伴います業者の収容方針等についてどういふ方針でいられるか。この点は若干項目的に明らかにしてもらひたい。

○小暮政府委員 生鮮食料品の卸売りの業務あるいはこれに類似の業務を現に継続して実施いたしております業者が、それぞれの地域にあるわけでございます。名称とか規模等は区々でありまして、この仕事に多年の経験を持っておりますと判断されるわけでございます。したがって、市場整備の場合の一番基本的な考へ方といたしましては、指定いたしました区域の中で現に卸売りの業務をやつておる者、これを十分話し合ひのものと整理統合いたしまして、できるだけ管理体制の確立を望ましい規模のものにいたしながら市場内に収容するというのが、市場を整備いたします場合の基本的な姿勢でございます。

○角屋委員 時間の関係もありますから、さらに深く触れたいお尋ねすることは省略いたしますけれども、やはり既設の卸売業者にいたしましては仲卸業者にいたしまして、これが既得権を侵奪されるというのではなしに、関係業者の理解と協力の上に立つて、新しい卸売市場の整備計画の線に沿った推進が円滑にいくように十分な配慮と体制を持たなければならぬだろう、こういうふうな考へです。この点、今後の運営についてはぜひそういうことで明確な考へ方をもつて対処してもらひたい、こういうふうに考えております。

そこで、以上第四条、第五条、第六条に関連をいたします基本方針、整備計画という問題で若干質問を申し上げてまいりましたが、私はやはり流通機構の整備というものが経済全体の中では非常に立ちおくれもあるし、これから積極的に推進をしなければならぬ。これは生鮮食料品等の卸売市

場を中心とした流通機構ばかりでなしに、全体的にそういう点には立ちおくれがある。特に本法について見ます場合には、おおむね十年を目途としてたいわゆる農林大臣の定める基本方針に基づく中央卸売市場整備計画あるいは都道府県知事の定める都道府県卸売市場整備計画というものでやつていきます場合に、従来道路であるとかあるいは住宅であるとかあるいは港湾であるとかあるいは漁港であるとかあるいは土地改良であるとかあるいはいろいろな問題について、やはり基本方針に基づき整備計画を立てるという場合においては、それに基づくところの予算的な総合計画というものが当然考へられなければならぬというふうに思ひます。一、二年のうちにはつと明確になるに従つて、おそらく一、二年のうちには卸売市場整備五年計画とかあるいは十年計画とかいうことに基づく予算的な構想というものが当然打ち出されてしかるべき時代的要請もあるし、またそういうことを考へてまいらなければならぬというふうに思ひます。これは農林大臣が参りましたときに、今後の問題としてお伺ひをいたしておきたい一つの重要な点であります。

そこで、今度は十条の中央卸売市場の「認可の基準」、それからあとのほうになりますけれども、第五十七条の地方卸売市場の「許可の基準」、これは地方のほうは許可の基準であります。これは新設の場合あるいは統合の場合、いろいろな場合の点でありますけれども、第十條の中央卸売市場の「認可の基準」の場合、第一号のところでは、「当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。」と第二号といたしまして「当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。」というものが十條の「認可の基準」の重要な項目になっております。それと対比をいたしまして、地方卸売市場「認可の基準」といたしまして

該當の五十七条を見てまいりますと、五十七条の第一項のところでは六項目いろいろなことがあげてありまして、そうして五十七条の第二項のところにもこういふことが書いてあるわけですね。「都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、」こゝまでは問題ないといたし、まして、その次のところですね。「その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないこととができる。」私はやはりこれから基本方針に基づいて中央卸売市場の整備計画を立てる、あるいは都道府県知事は地方の卸売市場の整備計画を立てる、そういうことに基づいて中央地方を通じての卸売市場の整備をはかるといふ展望に立つ場合、中央の場合にはちゃんと第十条の点ではやはりそれに即した形でこの認可が行なわれるように相なつておる。ところが地方卸売市場におきましては、いまま申しましたように「地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、」もう普通ならばこれはアウトということですね。「又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、」これも普通ならばアウトです。そのアウトの問題について「同条の許可をしないことができる。」こういうゆるい形になつておるのは、これは問題点であるというふうに思わざるを得ない。一体そういう点は、第五十七条のところのこういう本来ならばアウトになるべきものを「許可をしないことができる。」というゆるい形に取り扱いというのは、どういふ考えに基づいてこうなつてゐる

のか。本来はもう少しはっきりした考え方を法文上は明記すべきであるというふうに考えるのだが、その辺のところについてお答え願いたい。

○小暮政府委員 中央市場の場合と地方市場の場合を対比してのお尋ねでございます。基本的に異なります点は、中央卸売市場の場合にはこれを開設するものが地方公共団体である。しかも発端において計画をつくります際に、国は当該地方公共団体に協議するという形でございます。したがって、国と地方公共団体それぞれ全く公的な立場のものが事前に相談しながら次第に市場の整備を進めていく、こういう形でございます。これにつきましてはそれぞれ農林大臣の行ないますことにつきまして法文上きわめて明快にものごとを書いております。それから地方市場の場合には、民営の卸売市場が現にたくさんあるわけでございます。その民営のものをできるだけ望ましい姿のものに強化しながら、具体的には先ほど申しましたように整備統合しながら望ましい配置をつくっていく、こういうことでございまして、しかもそれを直接監督をいたしますものは地方公共団体である。そこで国が法律をつくります段階で、これを地方自治体の長がいま申しましたような点を十分配慮して指導できるように、その指導の根拠をここに定めたということでございます。

○角屋委員 私はやはりいかに説明をされても、この第五十七条の第二項のこの法律の書き方、これは新しく中央卸売市場、地方卸売市場を含めた統一的な立法として卸売市場法案を提出してきておるその提案にあたっての許可なり、あるいは中央は認可ですが、認可の基準というものはやはりこれからの展望に立った基本方針と整備計画に基づいたものでなければならぬだろう。だとするならば、いま言った第五十七条の第二項の「同条の許可をしないことができる。」というゆるい形で、先ほども消費市場のこれからの整備方針については約三分の一程度にしていきたいという前提に立っておられるお話でございましたが、そういうもの

も含めて考えてまいりますと、その辺のところはやはり基本的な問題になるというふうに思わざるを得ないわけです。これは本来アウトになるのだけれども、しかしまあ民管その他の問題も含んでくるからという答弁で、少しゆるやかにしておるということでは説得力を欠くだろうというふうに私は思います。ここでこういう点について論争しようと思いませんけれども、やはり中央地方を通じての基本方針から、整備計画に基づいてやろうという前段のかまえから見て許可の基準があることからいうと、本来考え方としてはアウトになるべきものが「許可をしないことができる」程度で立法上済ますということとは、基本的に問題になるというのことをこの時点では指摘する程度にとどめたいと思います。

そこで前段に若干返りますけれども、この際、私が、卸売市場整備基本方針のほうに、第四条で特に食品衛生問題あるいは労働福祉問題を明記すべきだという点を申し上げましたが、そのことに関連をいたしまして、働いておられる労働問題について実態をひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

最初に、この中央の卸売市場あるいは地方の卸売市場で今後入ってくると考えられるそういう市場関係の賃金の実態は、どういうふうに判断をしておられますか。

○小暮政府委員 数字を調べまして、後ほど御審議の経過で御報告します。

○角屋委員 それでは次に労働条件問題に関連をしまして、通常、地方卸売市場の場合の相場は五時というたてまえが多いわけですね。これを六時とか七時とか、時間的な勤務条件を正したらどうだという意見も、もちろん地域の実態によって出てきておるわけです。早朝から開場に備えて勤務しなければならぬ、そういう場合の通勤問題あるいは宿泊所問題いろいろな問題が関連をして、特に新設の市場の場合においては、市場とタイアップをしてやはり公的な宿舍施設をもよりのところに整備をしていくということが、当然今後は考えられ

てしかるべきだろうというふうに思いますが、けれども、そういった労働条件問題について今後どういう指導のしかたでいられるか。

○小暮政府委員 卸売市場整備基本方針を定めます場合に、「その他卸売市場の整備に關する重項事項」の中に、衛生問題と並べて、労働福祉施設の整備についての基本的な事項を盛り込みたいというふうに考えております。で、市場の労働状況が、仕事の性質上他の労働とかなり違うという実態がございますことに着目いたしまして、職員の厚生施設として、たとえば浴場とかあるいは宿泊施設とか、こういったようなものはほかの場合以上にその必要性が高いというふうに考えております。

○角屋委員 経済局長はどうも実態を十分必ずしも把握した御答弁のようにも思いませんけれども、私特に希望しておきたいのは、これから農林省が中央地方を通じての卸売市場を総合的に指導される場合は、そこで働いておられる従業員の方々の労働環境あるいは交通、住宅、いろいろなものが具体的にどうなっておるか、あるいはそれをどういうふうに改善をしていくか、実態に基づいたそういう面まで意を用いたやり方をやらぬと、現実に農林省が資料でも出してありますように、若年労働力の定着率が非常に悪い。その他せっかく基幹労働力を確保しようと思つても非常に困難な条件である。これは賃金の問題もありましよう、あるいは労働条件の問題もありましよう。あるいは交通事情、住宅その他の問題もございましょう。住宅の問題になれば建設省とタイアップをしてやはりそういったものの整備をはかつてまいるというふうなことに對しての指導ですね。これは地方の場合は開設者その他の問題もありましようけれども、そういう指導で地方公共団体とタイアップしながら、快適な条件のもとで永続的に勤務できる条件を整備するという点は重要な項目として考えてもらわなければならぬ、こういうふうに思つております。これは若干のデータ等もあります。

れども、さらに触れることについては省略をいたしたいと思ひます。

○小暮政府委員 先ほど答弁漏れの点を申し上げ

ます。  
従業員一人当たりの人件費の比較という形で申し上げますと、昭和四十四年度の数字でござい

ますが、全産業を一〇〇といたしまして、青果の卸売業の従業員が八五、水産の卸売業の従業員が八二という年間一人当たりの人件費の数字がござ

います。  
○角屋委員 午前の段階で公正取引委員会からおいでになつて話のところは済ましたと思ひますので、その点に若干入つていきたいと思ひ

ます。  
御承知の新しい法律では、二十九条のところに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外」という条文がござい

ます。それと関連をいたしまして、公取のほうにお伺いしたいのでありますが、今日まで卸売市場関係で公取が特に独禁法との関係でタツチた問題、これは私、公取のほうから、昭和四十一年(判)第五号として石川県の公取がタツチた問題に対する審判開始決定書の内容をいたしておりましたけれども、この問題も含めて、独禁法関係で特に公取が取り上げられた問題というものがあつたならば、まずその点からお伺いしたいと思ひ

ます。  
○三代川説明員 お答え申し上げます。  
金沢の問題以降、卸売市場につきまして同様の問題で審査を行ないました事例は、中央卸売市場の関係では高松のケースが一件あるだけでござ

います。  
○角屋委員 そこで引き続き石川の場合あるいは高松の場合、時間の関係もありますから石川の場合、特に公取がこの問題を取り上げるということにいたしました理由とその今日の経過について、若干御説明をお願いしたいと思います。

に、金沢市が同市場の卸売人を、青果物、水産物につ

きましてそれぞれ一人とすることをきめまし

たため、従来同市内におきまして卸売市場を営んでおりました旧卸売業者らが、青果物それから水産物につきましてそれぞれ一社に統合いたしまし

て入場しましたために、新しく卸売会社、これは青果につきましては丸果石川中央青果株式会社、水産物につきましては石川中央水産株式会社、この二つでござい

ますが、それぞれ一社ずつ設立いたしましたのでござい

ます。この事実につきまして、金沢市におきまして青果物あるいは水産物の卸売分野にお

きます競争を事実的に制限することになりまし

て、私的独占禁止法第十六条において準用します同法第十五条一項一号の規定に違反するものとい

はしまして、右両社に対して審判開始決定を行ないました。そして審判開始決定後、現在までの経過を申し上げます。

青果のほうにつきましては、四十一年三月三十日に設立されたものでございまして、そして同日、公正取引委員会に對しまして、青果物卸売業者八社から営業譲り受けの届け出書が提出されま

した。そして同年六月二十七日に、同社に対して審判の開始決定をいたしました。八月十三日に担当審判官を指定いたしました。八月十三日に担当審判官を指定いたしました。そして八月二十日に第一回審判、十月十三日に第二回審判、そして十一月二十四日には、続いて申します魚市のほうのケースと両方につきまして、石川県金沢市から審判手続に参加の申し出がございました。

判も二度行なつております。

それから、石川の中央魚市株式会社のほうにつ

きましての経過でございますが、六月一日に会社

が設立されました。これにつきまして営業譲り受け届け出書が提出されました。そして、八月八日に同社に對しまして審判開始決定が行なわれ、九月十三日に担当審判官を指定して、自後審判官に審判手続を行なわせました。十月十三日に第一回審判を行ないました。その後は、先ほど申し上げましたように、両事件を併合して審判を継続してまいりました。

大体以上が、金沢のケースにつきましての取り上げました経過とその後の状況でございます。

○角屋委員 私は、特に金沢の問題を内容的にさらに触れるということでは、いま公取のほうからもお話しのように、これは旧来、青果の場合でございますと、十二社あったものを一社に、一社とい

いますからいわけゆる卸売業者としては一つといふことで、昭和四十一年六月二十四日に青果部の卸売人の数を一人とする旨を業務規程第十六条で

きめておるわけですが、そういうことも含めた農林大臣の認可を得た。ところが結局、その点についてはいろいろな経過があつて、公取としては最終の形として、「前記第一の三の事実によれば、被審人は、石川青果は七社の営業を譲り受ける

ことにより、金沢市における青果物の卸売分野における競争を事実的に制限することとなり、これは、私的独占禁止法第十六条において準用する同法第十五条第一項第一号の規定に違反するものである。」というよう経過を踏んでおるわけですが、また水産のときには、旧十社を農林大臣のほうでは、先ほど言つた四十一年六月二十四日、水産部の卸売人の数を一人とする旨を規定した業務規程第十六条を含む開設についての農林大臣の開設認可ということがなされた以降にこの問題が出て

まして、結局これについても「私的独占禁止法第十六条において準用する同法第十五条第一項第一号の規定に違反するものである。」という法の適用の問題が審判開始決定書として出されるという周

題が、今後のいわけゆる整備計画に基づく新しい市場への卸売業者の統合問題、あるいはそうでなく

ても、いわけゆる卸売業者としての単数説あるいは少数複数説という基本論もありま

すけれども、そういう問題と関連をして、今後中央地方の卸売市場の整備で予想されるこれからの卸売人の数のあり方、独禁法との関係というものについて農林省としては、どういふ基本的な考え方に基づいて卸売業者の単数問題あるいは少数複数問題に行政府として指導していこうといわれるのか。御承知の

ように、歴史的に振り返つてみますと、大正十二年以前の問題は別として、大正十二年に中央卸売市場ができて以降は単数で来た。しかし戦後進駐軍が入るに従つて、これは単数はだめだ、競争原理を入れろといふことで少数複数のほうに切りかわつた。最近では農林省としては、学者の意見にもいろいろ単数説が多いわけでありま

すけれども、単数指導といふことを相当部分についてやりたい。そこへ公取が中に入つていわけゆる金沢の審査問題が出てくる、あるいは高松の問題が出てくるという経過の中に、これからの整備計画の推進過程で単数、複数問題、本来の卸売市場としての基本原理、あるいは独禁法との関係の運用というもので、どういふさばき方を行政府としてはなされていこうとするのか、その辺を明らかにしてもらいたい。

○小暮政府委員 農林省といたしましては、かつて昭和三十三年以降、単数制のほうがよくいふこと、かなりの期間指導した事実はござい

ます。なぜこのような考え方になつたかと申しますと、当時、昭和三十三年九月でござい

ますが、神田市場でマル東の倒産事件という問題がござい

ました。卸売市場における群小の卸売業者の過当競争が生産者等に不測の損害を与えるといふきわめて具体的な事例が、マル東倒産という形で当時ございました。これらをめぐつてのいろいろな問題の分析、また長年にわたる市場行政の実際上の経験といふものからかんがみまして、三十五年の三月に、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会とい

う

うものの検討を経まして、監督を厳重にし、公共的な性格が失われないように、公共的監督のもとに置かれた単一の主体であることが望ましいという事を当時考えたわけですが、

この線に沿って指導してまいりましたが、その後新市場の開設が次第に中小の都市に及んでくる、特に取り扱い規模が過小でございまして、このことがいろいろな面で問題を起すというふうな実態が中小都市の場合には特につきりしてまいります。そこで、この問題が特に具体的な問題点として前面に出てまいったわけです。しかし公正取引委員会からは、一定の取引分野における競争の制限を回避するという趣旨から、いろいろ御注意がございました。

そこで、私もいたしましては、四十四年に一度中央卸売市場審議会にこの問題を十分検討していただきまして、四十四年十二月に中央卸売市場審議会の答申をいただいておりますが、その中で卸売市場制度のあり方の中で卸売人の定数として二拠点の大規模市場については少数複数制を、市場間競争が予想される市場および複数経営が困難と予想される比較的小規模市場については単数制をとるなど、幅のある現実的な運営を行なうことが必要となろう。というものが四十四年十二月の中央卸売市場審議会の答申でございます。この答申の趣旨に沿って対処するという考え方でございまして、ただ独禁法上の問題は、何と申しましても公正取引委員会が権限を持って御判断になる問題でございます。私もいたしましては、具体的に問題を生ずるおそれのある案件につきましては、公正取引委員会に事前にできるだけ御相談いたしまして、事前の調整によって法の円滑な運用をはかりたいというふうに考えております。

○角屋委員 いまの金沢の問題と関連して特に独禁法の問題を取り上げましたのは、これから整備統合等と関連して独禁法第十五条、第十六条との問題が当然出てくる。審議会の答申の考え方というものは、私は原則的にはよろうというふうに判断をいたします。

いまま局長から答弁がありましたように、農林省は単数、その後独禁法で公取の問題になる、それで市場の開設なりいろいろな問題が遷延されるという出だしのそういうことが起こったのは、やはり生産者にも消費者にもマイナスの影響を与えるということがあつてはいかぬと思ひますので、局長からの御答弁にもありましたように、公取と事前協議を必要とする重要問題については、やはり十分事前協議等もやりながらおせん立てをして、そうして独禁法から見ても、あるいは卸売市場の運営の公正なあり方から見ても望ましいという形でスムーズに旅立ちができるということについて特に配慮することが、これからのケースとしては多からうというふうに判断をいたしますので、これは要請として述べておきたいと思ひます。

ちよと区切りでありますので、また午後引き続きのことについていたします。

○三ツ林委員 午後一時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十五分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き質疑を続行いたします。

○角屋委員 午前中に引き続き質疑を続行いたしたいと思ひます。

午前中は、主として卸売市場整備基本方針あるいは中央卸売市場整備計画、都道府県卸売市場整備計画に関連をいたしました今後の構想というふうな問題について御質問を申し上げました。そこで午後は、政府委員のほうも条文に従って逐次順序よくいったほうがわかりやすいと思ひますので、そういうたてまえで御質問を申し上げます。そこで、卸売りの単数あるいは少数複数の問題

に入りましたが、第十五条では、御承知のように「卸売業務の許可」ということが明記されております。この問題と関連をしてお伺いをいたしたいのであります。この第十五条の第一項、第二項に基づいて、農林大臣の許可を受けて卸売りの業務を行なう者がござるわけでありまして、そこで問題は、市場運営の過程で卸売りの業務を行なう者が業務停止になったり、あるいはその他のいろいろな事故によつて、卸売業務自身が運営できないという臨時の事態が起きたときにどうするかという問題が、当然に予想されるわけでありまして、あるいは卸売業者の運営が必ずしも適切でないというふうなことでそういう事態が起る場合もあるかと思ひますが、そういう点については、本法との関連で農林省としてはどういうふうに考えておられるか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○小暮政府委員 市場内に卸売業者が複数でおります場合には、そういう場合にも健全に運営のできます卸売業者をして業務を続行させるということができますけれども、そうでない場合には、卸売業者が業務を停止せざるを得ないという形がございました場合、開設者がみずから業務を代行するということが考えられます。

○角屋委員 いま局長の御答弁にありましたように、開設者みずから業務を代行するという事態が当然予想されるわけでありまして、現に東京都中央卸売市場業務規程の第二十七条では「卸売人に事故あるとき、その資格を失つたとき、あるいは業務を停止されたとき、または売買を差しとめられたとき、こういふようなことで卸売人に事故があつた場合においては、これは複数以上の場合には他の卸売人を指定して卸売を行なわせるという道ももちろんございまして、または知事においてこれを販売することができるといふふうに、開設者みずから卸売りの業務をやることもできることを二十七条でうたつておられるわけでありまして、したがって、いわゆる法文上の問題とすれば、第十五条の第二項の次に、第三項として、そういう卸売

業務を営む者が、先ほど申したような関係において事故を生じた、卸売業務に支障がくるという場合には、開設者みずから卸売りの業務を行なうことができるという趣旨のことをやはりつきりしておく必要がある、こういふふうに考えるわけでありまして、これは卸売業務の問題のところで現にそういうことが起こり得るわけでありまして、われわれとしてはそういう点をふりかへる必要があるというふうに考えておりますが、これらの問題については、むしろ今後法文上の取り扱いを他の修正その他の問題と関連して検討すべき問題でありますけれども、政府の側としてはどういふふうにこの問題を解釈しておられるか、重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 生鮮食品の卸売りは規格外、貯蔵性の乏しい、多様な商品を、全国的に分布している産地から集荷して販売するという業務でございまして、高度に専門的な知識と商業的な経験を必要とするものだろうというふうに考えております。したがって、地方公共団体が卸売業務を営むというのをたてまえとして考える必要はないだろうというふうに思っております。ただ、卸売市場法では別に、地方公共団体が臨時応急の場合に、みずから開設者として、市場内の業務の運行が停止しないように適切な処置をとることを何ら妨げる規定はございません。また、これまでの旧法のもとにおきましても、業務規程その他でそういう場合の措置についてはそれぞれ規定されておりますので、必要な場合には開設者がみずから業務を続行する、あるいは他の卸売業者をして臨時に業務を代行させるという措置が十分とり得るというふうに考えております。

○角屋委員 政府のほうとしては、運営で現実にはまだだつて臨時の場合にはやつてきた、これからそういう方向でいきたいということでありまして、立法上の問題としては、私はやはり第十五条の関連の中で、臨時に開設者みずから卸売業務をやらざるを得ない事態があつて、卸売業務を

行なりということをはつきり書くことが必要ではないか、こゝういふふうに考えておきます。

そこで、いままでの質問の過程におきまして、たとえは第十七条の卸売業者の純資産基準額の問題、あるいはまた例の保証金の問題等々については、これを事態に即して上げてまいりたいという考えが述べられてまいりましたが、現実には、時間的な問題としていつごろまでにそういう新しい改定をやりうとしておられるのか、その点だけをお伺いしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員　できるだけ急ぎたいと思ひますが、本法が施行されてから六カ月以内に諸般の改定を終わりたいというふうに考えております。

○角屋委員　第二十三条まで飛びますけれども、例の「兼業業務等の届出」の問題であります。兼業業務等の届出の問題を許可という形にさらに規制を厳格にするかどうかという問題は、十分検討の対象になる問題であります。この兼業業務あるいは子会社の問題に關連をして、いままで卸売業務を営む者の若干特徴的な倒産の事例等について、政府委員のほうから御答弁を願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員　ごく最近の事例で申し上げますと、関西のほうでノリの取引が一時混乱いたしました。かなり知名度のあるノリの問屋が倒産したことがござります。これに關連いたしまして、乾物を主として扱っておりました業者で中央卸売市場内の卸売りの業務を営んでおる者が経営困難に陥つた事例がござります。

○角屋委員　まあ最近までの特徴的な例といひましたのは、京都市場の青果物の卸売人である丸京青果、これが冷蔵庫の無計画な建設であるいは子会社に対する融資のこけつき、あるいは経営全体の放漫経営というふうな事情によつて、結局四十三年十月二十四日に廃業の事態に迫り込まれたという事例だとか、あるいは東京江東市場のつげもの部の卸売人の關係で東西食品K、これが子会社の倒産による貸し付け金のこけつきあるいは放漫経営というふうなことで四十四年十一月十一日に

廃業の事態に迫り込まれた。先ほどお話しのように、つい最近では神戸本場の乾物の卸売人あるいは神戸本場の卸売人で同じく扇港株式会社、この場合には社長さんが自殺するという不幸な事態にまでいつた問題であります。これはいづれも四十五年の十月、十一月にかけて起こつておる問題であります。こゝういふ卸売市場のいわばかめになる卸売業者が健全な運営をやつていくというためには、兼業問題あるいは子会社問題という点を、単に届け出という範疇の段階でいいのかどうか。元來公的な性格を持つ卸売市場のかめになる卸売業者と卸売業者というものが、これは生産の荷を出すほうに對してしまつても、あるいは仲卸業者、売買参加者等売り手の側に対しても、いわばかめのかめ位置におけると私は思ふのであります。こゝういふ点で兼業、子会社というふうな問題については、適当な指導監督、場合によつては検査ということも行なわれるような形を、公的な性格を持つ卸売市場のかめのかめ位置にある卸売業者であるだけに、考えていいのではないかとこの判断をいたしておるわけでありまして、それらの点について再度お考えをお聞ひいたしたいと思ひます。

○小暮政府委員　兼業あるいは子会社の経営という問題につきましては、御指摘のような本来業務との關連につきましても、御指摘のような事例がござります。したがって、これを届け出で把握する必要があるいは許可制ということにいたしました。よろしいかということ、かねてから議論のあつたところでございます。ただ、実際にこれまで卸売業者が兼業を届け出てまいつております業種、現実の兼業業種をずっとながめてみましても、たとえば水産の卸売業者を営む者が、あわせて製氷業をやるとか、あるいは船舶による輸送をやるとか、個々の兼業の業態そのものを役所が見まして、氷をつくるのは適当でない、あるいは持つております船で海運業を営むのは適当でない——適當であるかないか、こゝういふ兼業の業種そのものについて適否を判定するということとはなかなか困難でございます。むしろこの規制の趣旨は、本来業

務である卸売業務が的確に行なわれているかどうかということ、市場法に基づいて指導監督するということ、これが本来の趣旨でございまして、その本来業務の指導監督を間違ひなくやるためには、兼業あるいは子会社について常時内容を承知し得るという体制に置く必要があるんじゃないか、それによつて、必要があれば本業に對して農林省が直接指導する、こゝういふことで十分目的を達するのではないか、かような考え方でもいたしましては兼業業務を届出制にしたというふうな考へておるわけでございます。

○角屋委員　そこは具体的な法律上の修正をやるかどうか、あるいは単に許可あるいは届け出という二者択一でどちらかを採用するという問題以外に、やはり卸売市場の卸売業者のいわゆる公共性という意味から補強する考え方をとるかどうかという問題は、今後の話し合ひの中でさらに別の舞台で話を進めたいと思ひます。

そこで、前から本委員会がわが党の田中さんや美濃さん以下、公明、民社の方々からも実に緻密な議論のありました。いわゆる手数料であるとか、あるいはまた出荷奨励金であるとか、あるいは完納奨励金であるとか、あるいはせり、相対取引、あるいは転送、いろいろな問題が真剣に議論されてまいりました。これら一つ一つをとつても一回私自身が議論をするということにいたします。と、大体二時間くらいは少なくともやらなければならぬということにならうかと思ひます。相当議論が尽くされてまいつておる問題であります。で、時間の關係上、多くの点については、これに触れることは差し控へたいと思ひますけれども、手数料の問題に關しては、これは出荷奨励金等と關連をして、こゝういふ出荷奨励金を生産地のはうに一定の比率に基づいておろすのならば、それをあらかじめ差し引いて、とにかくこの手数料をさらに引き下げてはどうか。これは形式的な引き下げということにある意味ではならうかと思ひます。が、引き下げてはどうかというふうな議論が当然出てまいるわけでありまして。

反面、卸売業務を営む者の健全運営ということが市場全体の中で重要な地位を占めておる。さらに、配当その他の問題についても議論されてまいりましたけれども、こゝういふ卸売業者の内部留保、あるいはそこで働いておる多くの従業員の労働条件、賃金その他、こゝういふ方面にこゝういふものが積極的に向けられるという方向になるならば、これは別の意味において一歩前進した形を持つてくるわけでありまして、単に手数料の引き下げをやるかどうか、総合的に、手数料によつて運営をしておる卸売業者の現在及び将来を展望し、また關係の従業員等の問題も含めた大局的な立場から、どう交通整理をしたらいいのかということに私は最終的にはならうかと思ひます。でありますけれども、この点で配当その他の問題についていいますと、質疑がありましたけれども、大体青果物の場合に、配当率が全国平均で一・九、あるいは六大都市平均が二・三、中都市平均が一・〇、まあ二割をこすというのはレアケースでありますけれども、水産物の場合、全国平均が一・〇、六大都市平均が一・一、中都市平均が一・七、こゝういふ關係が出ておりますが、いたずらに配当の高低が好ましいのではなくて、内部留保の問題もありまして、むしろ可能な限り手数料の引き下げということは、今後とも積極的に進めなければならぬが、反面、従業員の労働条件や賃金問題の改善等を含めた積極的な姿勢が必要であらうというふうに思ひます。けれども、これらの点について今後どういふふうに対処されようとしておられるのか、さらにあらためてお伺いしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員　卸売手数料につきましては、長年市場行政の経験からこれを定率で指導いたしましたことが、市場内における過当競争等の弊害を除く意味で適當であるという判断で、定率でこれを指導しておるわけでございますが、そのことは逆にいえば、企業の努力と申しますか、企業の業態によつて、ある企業にとってはややゆるく、ある企業にとってはややきつというところから起

り得る仕組みでございます。そこで、一方では産地からの出荷の姿をできるだけ流通の近代化にかなうような形に直すというところに、この問題を適切に活用したらどうかということが考えられまして、かつて荷主交付金という俗称で一般化しておりますが、産地に対する歩戻しを、一定の指導、一定の基準のもとに、積極的な意味を持たせまして、出荷奨励金ということに観念を改めまして、大型化し規格化した産地の出荷に対して歩戻しを行なり、こういうことを考えております。このことは、出荷の奨励になると同時に、能率的な出荷に対しては実質的に卸売手数料を下げるといふ効果があるのじゃないか。また他面、市場は生鮮食料品について、荷物を分けたり、値ぎめをしたりという仕事のほかに、決済をするという非常に大事な仕事がございます。遠隔地から参りました荷物をできるだけ迅速にさばきまして、間違ひなく決済をするということが卸売業の最も基本となる仕事でございます。これを多数の仲買にあるいは売買参加者からの確に代金を回収するために、完納奨励金という仕組みを別途考へまして、これにつきましても能率よく代金が回収される者にこれを交付するといふ、こういうことを考えております。これらの点は、今後も指導としては続けたいというふうに考えております。

そこで、全体として卸売業務の実態を把握いたしまして、現在の卸売手数料、それから現在認めております出荷奨励金の出し方、あるいは完納奨励金の出し方、相互の関連を十分見きわめながら、実質的に生産者の負担が低くなるような方向にできまます場合には積極的にその指導をいたしたい。かつて昭和四十二年にもそのような指導をいたしましたことがございます。これらの点は今後十分気をつけてまいりたいと思ひます。

ただ、全体として卸売業務をできるだけ安定した形で健全に行なわせまことが、生産者にとつても消費者にとつても基本的には有利であるという判断に立つておりますので、卸売業者の経理の内容につきましましては、私どもとしては常時監視を

怠らないつもりでございます。配当の問題につきましましておおむね一割前後ということでございます。それは、それ自身として決して過大でも過小でもないのじゃないかというように考えますが、業者によつてはかなりの余裕を持つておるものもあるはずでございます。先ほどの数字が平均でございますから、もう少し余裕のあるものもあるはずでございます。ただ全体として卸売業者のよい立ちが、どちらかと申しますと個人業種がだんだん発展してきたというのが偽りのない実情でございます。現在りっぱな会社組織になっておりますものが多くなりましたが、全体としてどちらかという資本金が少ないような形に思ひます。取り扱いは高が非常にふえてまいつたのに比較して、やや同族社会的な性格が発生の段階にあつたものでございまして、資本金が少いであるといふようなものも見受けられます。したがしまして、きわめて健全な経理が確保できまますような場合には、扱つております取り扱い高との関連等も十分勘案し、できますれば必要なときに増資といふような形で経営を健全化するといふことも一方では考えなければならぬと思ひます。

それから、労働力の問題につきましては、御指摘のとおり、早朝あるいは深夜にきわめて肉体的に過酷な労働をいたす仕事が多いわけでございます。これに対する賃金の支払い、その他厚生施設等の面を含めて十分の手当てをいたしませんと必要な労働力が確保できないということになると思ひます。現実に、毎年監査いたしております卸売業者の内容を見ますと、確かに手数料収入は絶対額としてふえておりますけれども、労務費の支出がこれまた急激にふえておるといふ実情にございまして、当然必要な処遇は勤務に対して支払うべきであると考えます。そのほかに、全体として市場の省力化の面からの合理化を進める必要があるといふように考えておる次第でございます。

○角屋委員 三十四条の「せり売又は入札の原則」の問題は、ずいぶん本委員会でも議論された問題でありまして、さらに触れることについては

私は簡単にいたしたいと思ひます。要は、当初中央卸売市場ができました前には、問屋制度のもとでいわば相対といひますが、悪いことばで申すならんといふことを言つておりました。それは別として、そういうものから卸売市場ができて以降、せり原則といふことでやつてまいりましたが、最近の流通経済のポリウム、あるいはいろいろな面から見て、せりを原則としながらも相対の導入といふことを実態に即してやらなければならぬといふ事態に私はきておると思ひます。問題は、せりにはせりの特色があり、また相対には相対の特色がありまして、利害得失それぞれあることは御承知のとおりであります。何といつてもせりは公開で行なわれるといふところにある。しかし、しからばといつて安定的であるかといふことになりますると、そういうことは必ずしも十分には期待できない。反面、相対といふ問題については、安定的要素は加わるにいたしまして、公開といふ点から見て問題の生じやすい要因といふのがあつたのかないのかといふ点についての処理を正しく行なつていかなければならぬといふ問題がございまして、問題は、きょう市場を視察したときにも同僚の先生各位からも出ておりましたように、数秒間の昔からやつておりますせりの態様といふものについて、機械化その他を含めて、今日コンピュータ時代でありますから、もつとそういう点の創意工夫が必要であらう。また、そういう面の近代化をはかつていかなければならぬ。あるいはまた、そういう点で、生鮮食料品流通改善対策要綱ということで昭和三十八年の七月九日閣議決定で問題提起のされた共同せりといふような問題についても、東京はじめ各市場ともに、それぞれの実態に即した共同のせりに一歩前進する姿を見せておるようでありまして、複数以上の卸売人の市場におきます公正な価格形成といふ意味から見て、近代機械や諸施設の整備とともに、そういう運営の問題についてもさらにくふうしていく必要があるだらう。同時に、一方相対取引の問題については、伝票の取り扱いからいろいろ

ろなものを含めて、やはりきちつとした処理の方法を裏づけとしてやらなければならぬじゃないか、こういうふうにも思ふわけでありまして、今後の相対かせりかといふ問題については、今度の提案からいへば、三十四条でせりあるいは入札を原則としながら、三十四条の一号、二号におけるこの事態のものについて、農林省令で定めたものに基づき業務規程でさらにこれを裏づけして処理するといふことになっておるわけでありまして、私はここで多くを求めようとは思ひませんけれども、せりのこれらの近代化といひますが、運営のそういう面の創意工夫といひますが、さらに相対取引の問題については、今後の実態に即しながら、しかもこれが公開と同じようなたてまえにおける公正な運営ができる処理といふ問題についての今後の指導について、この際あらためてお伺いしておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 せりと相対の長所短所につきましましては、すでにこれまでの御審議を通じて詳細申し上げておりますので繰り返して申し上げませんけれども、何と申しましたも市場をこれまで持つてまいりました一番基本的な原則でございます公開の原則、それから平等な取り扱いをしないといふ原則との関連を、相対取引の場合には最も慎重に配慮する必要があるといふふうに考えております。せりは、別途短所がございまして、いまの公開的でありかつ平等の取り扱いをしないといふ点がせりの本質でございます。その長所が相対で生かされるならば、相対にもさまざまな積極的な面があるといふふうに考えます。そこで、新法が施行されまして、特定の場合に相対取引をはつきり認めるというふうにいたします場合には、必ずその取引の結果を開示者を通じて明らかにするといふことを必要な条件にいたしたいといふふうに考えております。

それから、せりがなお生鮮食料品の価格形成には主流をなすわけでございます。これにつきましましては、一つにはせり人の資質の向上を積極的にはかり、かつ登録制度によつてせり人に一定の規制

を加えるというようにいたします反面、せりを何とか機械化できないだろうかということを考えております。本日御視察をいただきました市場では、これは過密都市の古い市場の例でございますので、固定式の機械せりというものを御視察いただくことができなかったわけでございますが、たとえば大阪の東部分場におきましては、ダンボールに入った規格化されたもの、このようなものにつきましては場内にそれぞれ山を分けて上場いたしておりますけれども、その中のサンプルを逐次部屋の中に持ってきてまいりまして、室内で押しボタンによって機械化されたせりを行なう。結果は直ちに全員の目の前で電光表示板にあらわれる。同時にコンピュータに記録されるということが現に行なわれております。今後施設整備の段階でできるだけこういった近代的な施設を導入するように努力してまいりたいというふうに考えております。

○角屋委員 三十六条の「差別的取扱の禁止等」ということで卸売業者が「不当に差別的な取扱いはしない」という趣旨の中に、生協とかあるいはスーパーとか大型小売業者の売買取引の拡大という趣旨がここにはつきり出されておるわけでありまして、問題はこういう売買取引というものの参加が拡大をされてまいるわけでありまして、反面、上場単位ということが一つやはり問題になるわけでありまして。現実に資料によつて野菜、果実あるいは鮮魚等の東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸等の上場単位の現状を見てみますと、東京、横浜の場合の上場単位というのは、相対的には非常に小さい数字でありまして、西のほうの名古屋、京都、大阪、神戸のほうは上場単位として大きいという実態にございます。たとえば野菜の場合でも、東京の場合には三ないし十個、横浜の場合には五ないし十個、横濱の場合には五個というのに対して、名古屋で例をとれば、タマネギ、ジャガイモともに五十個である、あるいは京都では三十個である、大阪、神

戸でも五十個であるというふうに、それぞれ東京、横浜と名古屋以西のところでは上場単位に差がございます。これは果樹の場合あるいは鮮魚の場合を見ても、そういう傾向は他においても同じような傾向を示しております。これは東京の場合、一つは買参人というものが、いわゆる小売りをやる者も参加できる現状でございすから、相当数の買参人が入っておる。だとすれば、上場単位の相当大きいものではなかなかないしに、問題等も出てくるという実態等もあらうかと思ひますが、やはり無条件委託に基づいて、売りどめなしでその日のうちに処理をするというたてまえ、あるいは最近の規格、品質、いろいろなものの統一性が向上してきておるというふうな実態からいいますれば、上場単位の問題については、方向としてはやはり引き上げるといふ方向で指導をすべきものだらうというふうに思ふわけでありまして、これらの問題は、市場の実態にもよりまして、今後の問題は、市場の実態でこの問題に対処されるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 基本的には、市場における省力化という問題もございすし、それから価格の安定という観点から考えましても、上場荷口を大型化する方向に持っていきたいというふうに考えております。ただ、御指摘の中にもございすように、市場の中で卸と仲卸と売買取引、この三者がそれぞれ所を得まして相互に協力し、場合によつては、相互に牽制しながら公正妥当な取引を行なっていくということが市場の近代化のために必要であるというふうに考えられますので、市場施設を確保できれば、できるだけ売買取引を多くする方向に指導してまいらるべきであらうというふうに考えております。

そこで、売買取引をできるだけ認めるということと、工場荷口をできるだけ大型化するということが、場合によつては必ずしも一致しない面があるわけにございす。先ほど御指摘ございまして、東では比較的上場単位が小さくて西では比較

的大きいというのも、実はその実態として、東京は特に青果物につきましても非常に多数の買参参加者を認めるという形で長年やってまいっております。京都あたりでは、逆に仲買いが全責任を負うということ、売買取引はむしろ認めないというふうな形で市場が発達してきたという、それぞれの地域の沿革もございまして、仲買主導型の場合には荷口が比較的大きい、小売主導型の場合には荷口が小さいというふうなことが、いま申しました点を如実に示しているわけにございす。

ただ、冒頭申しましたように、全体としてとにかく省力化をはかり、また価格の安定をはかるという面からは、あまりこまごまとした荷口でやるよりは、生産が規格化され大型化されるのに見合せて上場数量も大口化することが望ましいと思ひますので、むしろこの問題は、どちらかといへば、売買取引者自身も、できるだけある程度の買付け規模になるようにというふうな方向に努力しながら両者の調和をはかつてまいるのが方向ではないか。しかし、それぞれの市場の実情を急に進退するということでは、実情を見きわめながら逐次いまの基本的な方向に指導してまいりたいというふうに考えております。

○角屋委員 三十七条の卸売りの相手方の制限問題、これは内容的には転送の適正化の問題を含んでいるわけでありまして、これは最近のマスコミ等でも、転送問題というものが批判の要素も含めて大きく出されてきておるわけでありまして。これは取り扱ひを誤るとやはり市場の公正な価格形成を乱す要因にもなるわけにございまして、今日までの審議の経過の中では、いわゆる地方における卸売市場のせりが十分に進まない現時点においては、やはりある程度こういうものをプラスして考えてざるを得ないという実態は、私は率直に言つてあろうかと思ひますけれども、転送問題については、あくまでも厳正な制限された形で考えていくことが認識の前提だろうというふうに思ひます。そういうことの上に立つて運営を誤らないよう

に、つまりせりを原則にするという場合において、市場内に来る生鮮食品等の数量というものの、転送がゆるやかな形でこれが放漫になりますというところ、価格形成に大きな影響を持つてくるというふうなことも相なるかと思ひますので、今後積極的に地方の卸売市場の整備をはかりながら、総合的なそれぞれの市場に対する出荷が適量に行なわれる方面の体制になるように努力を願ひなければならぬ。そうでないと、手数料問題あるいは転送による輸送費その他を含めて、消費者サイドから見ても二重の負担を負わなければならぬという実態にも追い込まれるわけでありまして、現実においては、転送を全くネグレクトするということはこれは不可能なことでありまして、たてまえとしては、きわめてシビアな条件においてこの問題を処理するというところで、ぜひ運営の問題としてはやつてもらいたいと思ひます。

それから三十九条の市場外物品の販売の拡大等の問題についても触れた点がありますけれども、いままでにも議論を相当された点でありますし、また、四十二条の委託契約の約款等の問題、あるいは四十三条は、先ほど触れた点に関連して「せり人の登録」、これについては、せりの中立性あるいはせり機関の設定というふうな議論等もございまして、これはカットしたいと思ひます。

四十四条の「仲卸業者の業務の規制」の問題でも、すいぶん議論のあった点であります。いわば仲卸業者の買入れ範囲の拡大をどう考えるか、これは流通市場におけるコスト軽減というものをやはり節道の通った形でどう市場の中に導入するかということも関連をする問題でありまして、これらについてもわれわれとしてある程度意見がございすけれども、後ほどに若干質疑したい問題もございすので、この点はその程度にいたしたいと思ひます。

それから四十六条関係あるいは四十七条関係では「入荷数量等の公表」あるいは「市況等に関する

る報告」というふうなものが出ておるわけであり  
ますし、第四節の「監督」で、四十八条の「報告  
及び検査」という点では、農林大臣並びに開設者  
のこの面に関するいはば役割りが出るのであり  
ますが、私はこういう入荷数量等の公表あるいは  
市況等に関する報告と関連をして、いわば卸売  
市場を含む流通全体の問題として少しくお伺い  
しておきたいのであります。

申し上げるまでもなく、中央、地方を通じての  
卸売市場、特に中央卸売市場の全体的な流通量に  
おけるシェアというものは大体四、五割というふ  
うに見てよからうかと思ひますけれども、同時  
に、それに地方が入つてまいるわけでありま  
す、いずれにしても、これから食生活というふう  
なものを基本にして考えます場合に、それは一つ  
は国内生産の生鮮食料品等によつてまかなわれ  
る。一つは緊急輸入の場合もありまされども、  
輸入等によつてまかなわれる。市場がなだらかな  
流れの中で正常に運営をされていくという前提に  
立ちます場合には、特に農林大臣は、この卸売市  
場については中心的な権限と指導監督の役割りを  
果たすわけでありまされども、農林省としては、国  
内生産あるいは輸入品の流通の流れの全体的な状  
態については、絶えず実態を十分に把握する、市  
場の円滑化が推進されるように積極的に努力する  
というたてまえでありまされども、需給のアン  
バラというふうな問題とも関連をして、最近生鮮  
食料品等も出ましたけれども、市場内における価  
格が非常に上昇する、消費者は非常に迷惑する  
というふうな実態等が出てまいります。輸入のタマ  
ネギはどこへ行つたかわからぬというふうな、マ  
スコミのキャンペーンとなつて実際にはそういう  
点は必ずしも行くことが明確でないことが当然含  
まれている。そこでこれは、いずれ大臣に基本的  
にはお伺いをしていきたいと思つておりますけれ  
ども、農林大臣は生鮮食料品等の国内生産ある  
いは輸入品の流通の状況について絶えず的確に情  
勢を把握するとともに、緊急必要な場合におい  
ては、出荷あるいは輸入品を卸売市場を通じての流

通という面について所要の勧告なり指示なり命令  
なりができるということによつて、市場を通じて  
の円滑な運営、あるいは全体的には生産者、消費  
者を含む安定的な流通の確立という点が可能なよ  
うな問題等を卸売市場法の中では考えていく必要  
がある。立法上その点をどの範囲に明記できるか  
という問題はございませうけれども、われわれが好  
むと好まざるにかかわらず、これからの農村の  
生鮮食料品等の生産がどうなるかという点につ  
いては案外視することのできない事情もございま  
しょう。また、都市から生産がどんどん遠隔化し  
ていくという問題もございませう。同時に、開放  
経済というふうな理由のもとに自由化がこれから  
ある程度進展をしていく情勢も判断をしなければ  
ならぬというふうに見てまいりますと、単に卸売  
市場という小さなセクションではなくて、生鮮食  
料品の流通全般という高い次元から、こういう本  
法の中で国内生産あるいは輸入等を含む必要緊急  
の場合においてはそういう流通についての農林大  
臣のチェックというものがやはり求められなけれ  
ばならないのではないかと、それは今日の事態にお  
いても要請された点でありますし、それはやはり  
将来ともに必要な問題であらうというふうに基本  
的に思ふのであります。これらの問題は、むしろ  
局長からというわけにいきまされども、農林  
省としては、今日までの段階では、そういう点に  
ついては十分な手が打たれていなかったと私率直  
に思ひますけれども、そういう点について農林省  
のいわゆる事務ベースとしてはどう考えておられ  
るか、お答えを願つておきたいと思ひます。

○小暮政府委員 生鮮食料品の流通の合理化と申  
しますか、あるいは価格の安定という角度から、  
農林大臣が生産、流通、消費のあらゆる段階に所  
管大臣としての責任がある、これは申し上げるま  
でもないことだと思ひます。それぞれの段階ごと  
に適切な施策を組み合わせてまいる必要があるで  
あらうというふうに考えております。特に御指摘  
の問題との関連で申し上げますと、農林省として  
は、かねて統計調査部の機構をできるだけ活用の

たしまして、かつて穀物あるいはイモ類等の生産  
統計に主力を注いでおりましたものを、生鮮食料  
品の出荷統計と申しますか、むしろそういうもの  
にできるだけの力を注ぐように方針を改めまして、  
逐次その面での業務の改善を行なつておることは  
御承知のとおりでございませう。これは今後でも  
ただこの仕事を拡充いたしまして、有用な統計  
を開発者に迅速に還元するといふふうなことを  
できるだけ活用してまいりたいといふふうに考  
えております。

また生産行政の面で、何と申しましても生産者  
団体による出荷の調整と申しますか、供給者側か  
らの出荷の調整という力を農林行政の中でできる  
だけ強めてまいりたい。これは生鮮食料品を生産  
して供給する責任が農林省並びに生産者にはある  
という角度から、かねてその面についての努力を  
強めてまいつておるわけでございます。今後も、  
何と申しましても、需給の安定、価格の安定の一  
番の基本はともかくそこではないかといふふうに考  
えております。

流通の個々の段階で具体的な物資の屯積、ある  
いは放出、売り渡しというふうなことにつきま  
して、農林大臣が直接指示あるいは命令するとい  
うようなことは、商取引の実態の姿と必ずしも適  
合しない面がございまして、そのような形でもの  
ごとを引つぱつていくよりは、やはり何と申しま  
しても供給の安定という角度から、需給の根本に  
おいて農業政策を生かしていくということが根本  
ではないか。それと情報活動の強化、こういう点  
を通じて生鮮食料品の価格の安定をはかつてま  
いりたい、かように考えております。

○角屋委員 それは事務ベースの答弁であります  
から、私はその点でさらに深く触れさせんけれ  
ども、野菜生産出荷安定法では、農林省はその価格  
安定のためのささやかなことをやつておるという  
たてまえもございませうから、そういうことでその  
ことは可能であるといふたてまえをとられるかも  
わかりませうけれども、御承知の五十九条では、  
「農林大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都

道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産され  
る当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷の安  
定を図るため必要があるときは、当該指定消費  
地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費  
地域に出荷する者に對し、その合理的かつ計画的  
な出荷に關し必要な勧告をすることが出来る。」  
といふふうなことをうたつてあるわけございま  
す。これは農林省としてはささやかなてこ入れを  
しておるといふこともあつて、それをやつておる  
といつてそういう言いわけをするかも知れませ  
んけれども、しかし大局的な観点から、生鮮食料品  
等日常の国民生活に重要な関連のある問題につ  
いては、国内生産が土台になりまされども、  
輸入品等の問題も、特に必要のある場合には農林  
大臣の全体的な流通に対するチェックができる  
といふことは必要である。また、そういうことを卸  
売市場法を考へるにあつて、立法上どこまで裏  
づけるかという範囲の問題でありまされども、  
考え方としてはそれはきざつて明示す  
べきものであらうといふふうに考えております。

次に、時間の關係で終わりに近づきたいと思  
つておりますが、七十二条の助成關係の問題、こ  
れはやはりこれからの中央、地方を通じての市場  
整備といふことで重要な問題でありますから、そ  
こで農林省も今度は相当な努力をされて、いわ  
ゆる補助率についても一歩前進した形をとらうとい  
うふうにされておることは、私はそれなりに評価  
いたしたいと思ひますけれども、たとえば補助率  
の場合でも、新市場の場合の基幹整備については  
従来約三分の一から十分の四、あるいは、関連施  
設についてはそのままでありますけれども、従来  
なかつた付属施設について四分の一の補助を新設  
する。ところが、この付属施設というのは管理事  
務所、建物、加工設備といふふうにごく限定をさ  
れておるわけでありまして、たとえば付属商品売  
り場というもので入つてくるかといふことにな  
つてくると、これは今度の補助の対象にはあり  
まされども、そういうものが入つてこないとい  
ふ、内容的には今後さらに努力をしなければなら

○小暮政府委員 市場施設の整備が生鮮食料品の価格安定のためにきわめて緊急な課題であるという観点から、助成のあり方についても、できるだけ前向きに考えていきたいというのが基本的な姿勢でございます。御指摘の付属施設等の助成率、新市場で四分の一、既設市場で五分の一、もう少し何とかならないかという御指摘でございますが、これまで幹線施設、関連施設にしか助成がなかったということでございます。今後付属施設にも助成を及ぼすということでございます。おその実効をよく見まして引き続き検討を続けたいというふうに考えております。また、全体の助成のあり方としては、公共団体が開設いたします地方卸売市場、これはかなり巨額の経費を必要とするものがございます。できるだけ全体としての総補助額が上がるようにくふうしてまいりたいというふうに考えております。

それから、地方市場の場合には、個人の営業あるいは私企業の営業という形で開設しております。ものが多数ございまして、その土地、建物等は個人の資産あるいは私企業の資産でございます。これらについて直接補助をするという考え方は現在とっておりません。ただ、地方市場の中で地域の中心となるようなものについて、地方公共団体が地方市場を開設するという場合がございます。こういうものにつきましては中央卸売市場に対する助成に準じて国が直接補助する道を開いておるわけでございます。私企業に対しては、公庫融資を中心に対応するわけですが、融資率の引き上げあるいは貸し出しワクの引き上げにつきまして、それぞれ昨年並びに本年若干の引き上げを措置いたしておるわけでございます。これらの点につきましては、その改善が実際に市場の整備にどのように役立つか、これを十分見きわめまして、なお将来検討したいというふうに考えております。

○角屋委員 この点に関連をして、最近整備した市場の事業費の実績等を見てまいりますと、たとえば室蘭の場合は建設費、用地費を含んで十四億

て、卸売市場整備のため相当な経費がかさむきょうも東京の築地市場に行ったところが、都の一般会計である程度出しておるといってお話が出ておりましたが、要するに卸売市場の地方自治体の一般会計からの持ち出し分というよりなものを考へてまいりますと、これは本来もうけ仕事でやる性格のものではございせんからして、そりだつすれば、こういう市場整備に対するところの助成問題、あるいは市場に参加する卸売業者あるいは仲卸業者等の近代化のための助成、融資という問題については、積極的にさらに努力してまいらなければならぬじゃないか、こう思いまするし、同時に七十二条の助成の關係の項目で言うならば、そりいう内容の問題と同時に、第二項の「国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。」という中には、やはり積極的に利子補給というふうなことも含めた方途についていまから前進さした体制をとる必要がある、こりいうふうにも考へておるわけであります。これはむしろ大臣との問題が基本であります。これはむしろ、一応御答弁を願つておきたいと思ひます。

○小暮政府委員　これからの中央卸売市場の整備が巨額の資金を必要とすることはもう御指摘のとおりでございします。これまで旧法のもとで整備八カ年計画というものをもつて逐次やつてまいりました経過では、三十八年から四十五年まで——四十五年は若干見込みになりますけれども、八年間で五百九十億というのが中央卸売市場整備のために投入された投資額でございします。おそらく今度の十カ年計画というのはとてもこりいうものではおさまらないだらう。先ほど御指摘の大井のような問題一つを取り上げてみしても、これはまだまだ全く素案の段階と申しますか、検討の段階ですから、公式の場で数字を申し上げるべきではないと思ひますけれども、とにかく相当巨額の資金を投入しなければ新しい理想的なものではできない

のじやないかというふうに見ております。そこで、これらの助成のあり方について、今後、整備基本方針あるいは整備計画作成の過程でさらに財政当局とも積極的な議論をしてみたいというふうに考えております。

ただ、全体として市場の整備の問題で私ども特に念頭に置かなければならないと思っておりますのは、土地を有意に施設をつくるという仕事、これはいま申しましたように資金の面でたいへんな問題でございますけれども、このたいへんな問題が実は市場づくりにとつては必ずしもそのすべてではない。考えようによりましては、そこへどのような形でどのような商業機能を位置づけるかというところが、むしろこれからの新しい大きな市場をつくる場合の最大のひとつの問題点ではないか。その面についての努力と、それから長期の資金の見通し、両方相まって市場の整備計画を具体的なものにしたいというふうに念願いたしております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、大臣に対する質問を保留いたしまして、この程度で終わらせていただきます。

○草野委員長 鶴岡洋君。

○鶴岡委員 卸売市場法案に対して何点か質問いたします。いままで何人かの方が質問され議論されてきましたので、重複する点が多々あると思ひますけれども、了承していただいて御答弁願ひます。

政務次官がおられないので、局長にお聞きしますが、最近の物価の異常な高騰も野菜の高値が一つの大きな原因ではないか、こういうふうにいわれているわけですが、農林省の行った追跡調査によると、農家は生産費に満たない安値に悩んでおりますし、反対に消費者のほうには、物価の高騰、野菜の高値に首を上げて、われわれには考えられないような不可解な現実があるわけですから、ここで疑問となってくるのは、当然中間マージン、流通機構の複雑さ、こういうことになるわけですが、私は必要かつ十分な流通段階は否定するもの

ではありません。また、現在のような社会機構、それから生活様式の変化等を考えれば、それもわからぬことはありますが、適正を欠き、かつ幾重にも重なる機構はやはり問題であるし、排除しなければならぬ、こういうふうに思ふわけですが、たとえば集荷機関、卸売会社、仲買人のなれ合い、談合による価格操作などのほか、地方産地から東京の市場へ送られたものが、そこからまた地方の卸売市場へUターンされるケース、さらに市場の卸売会社が地方にある子会社へ転送、また荷主と卸売会社と仲買人が、資本的、人事的に深いつながりがあるような場合、全部がそうではありませんが、このようなケースも考えられ、また、適正を欠いた価格形成、流通の機構の阻害などが生じてくる結果になるわけですが、結局はそれが消費者に物価の高騰としてね返ってくるのです。そこで政府は、この流通機構、特に卸売市場の運営につき本格的な監視制度を実施して、適正な取引と価格形成をなすよう格段の配慮をすべきだ、私はこのように思ふわけですが、流通機構の合理化、時代に即した近代化に根本的な施策を実施する考えがあるかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 御指摘のような趣旨から中央卸売市場の開設を地方公共団体が農林大臣の指導のもとに行ない、その中央卸売市場内における卸売業につきましても、農林大臣が直接これを監督する。また、その他の取引につきましても、それぞれ国あるいは関係の地方自治体が責任をもつてこれを指導する、こういう体制を整備したいというふうに考えております。

○鶴岡委員 いま申しましたとおり、野菜の価格形成であります。追跡調査の結果によると、大根、キャベツ、白菜等主要十一品目、この平均では、小売価格に対して生産者の手取りが五十一%、出荷経費が三三%、卸売手数料が五・九%、小売りマージンが三〇・一%、全体から見ると中間経費が約半分程度になっておるわけです。ここから産

地直接販売、パイパスを通してのスーパーでの販売というような新しい方式が話題となつておるわけですが、いわゆる太い短いパイプをつくつていこう、こういうのが昨年の政府の重要ないわゆる物価安定政策の施策であつたと思ひますけれども、いわゆる産地直売の具体的に意図するところは、こうであつて、方向はどうしていいかとするか、また育成面においてはどのような考えでいるのか、こういう点についてお聞きしたいと思ひます。

○小暮政府委員 市場を経由しない流通のあり方としていわゆる産地直売ということがしばしば議論されています。また一部でいろいろ具体的に実施をされているようでございます。私も地方農政局の組織を利用して、かつて各地におけるいわゆる産地直結取引の実例を調査いたしましたことがございまして、これをよく見てみますと、三つの問題点がそこにあるようでございます。

何と申しましたも生産はきわめて多種多様でございまして、消費のほうも多種多様なものを当用買ひといふことできわめてひんぱんに、一週間に七回も八回も買ひものに来るという形でございまして、生鮮食料品の流通には何と申しましたも品ぞろえといふことが非常に大事な問題になっております。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕それからもう一つは、売り手と買手手が納得する形での値段を何らかのかつこうできめなければならぬという値ぎめの問題がございまして、それから最後に、代金決済の問題がございまして、

この品ぞろえと値ぎめと代金決済、この三つの点から見ますと、いわゆる産地直結型の売り方の場合に、品目数が一ないし二という品目数で直売をやりましたものが、実際の過半数を占めるようございまして、幾つかの品目を組み合わせで行なつたというのはいわゆる少ないといふことが第一でございます。それから、値ぎめの問題につきましては、これはやはり何らかの形で卸売市場で形成された価格といふものを片っ方に見まして、

あれよりも何円安くしよう、あるいはあれよりも幾ら高く支払おうといった形がきわめて多いようございまして。それから、代金の決済につきましても、これは直売でございましてから即金というよりな場合が多いようございまして、こういうことで品ぞろえ、それから値ぎめという点にかなりの問題点がございまして、それから、特にこれは三百六十五日継続反復して消費者の需要に應じるという形にはなりません、きわめて単発的になるというものが具体的な例のようございまして。

これらのものが、それぞれ生産者あるいは消費者の努力でさまざまなくふりが行なわれております点を、私も私どもとしては今後も常時観察いたしまして、それがうまく動くようにする条件としてはどのようなものを考えたらいいかというようなことは研究を続けたいというふうに思ひますが、基本的には、やはり何らかの形で品ぞろえ、値ぎめ、代金決済、この機能を営む分野が必要であるといふことは、基本的に認めるべきではないかというふうに見ております。

○鶴岡委員 そうすると、いま品ぞろえとか、値ぎめ、代金決済の面で、これがいまネックになっている、こういうことなので、方向としてはこれを推進していくのかいかなのか。

○小暮政府委員 いま申しました基本的な点についてまだ説明されておられませんので、これを直接推進するといふふうには考えております。

○鶴岡委員 これに関連して公設市場についてであります。昭和四十二年度から農林省が物価対策の一つとして採用した公設小売市場は、四十五年の実績を見ても、計画した十二市場のうち実現したのは七つである、このように私聞いておりますが、全国十二市場、国庫補助金一億二千万円を計上したのに、現在いまだ言つたように七つになつてゐるわけですが。あと東京が二つですか、千葉と札幌、大阪守口の五市場は年度内の具体化は無理だ、このように考えるのですが、この計画がなぜ進まなかつたのか、この理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 公設小売市場の設置につきましては、鋭意努力いたしておりますが、過密都市における用地確保の困難、それから周辺の小売業との調整といったような問題になかなか時間がかかるために、必ずしも意図するような結果を見られなかつたというふうに考えております。

○鶴岡委員 そうですと、四十五年度の公設市場の計画についてはどうですか。

○小暮政府委員 四十五年度は、先ほど御指摘ございましたように、予算額一億二千万で十二市場を予定いたしましたけれども、現在のところ七市場について年度内に実績があるというふうに見えております。

○鶴岡委員 卸売市場の果たす役割りというのは、いわゆる零細多数の生産者による生産物を集荷、荷受けして、それを仲買、小売業者を通じて、先ほどから話のあった多数多岐にわたる消費者に供給されるのでありますが、そこに需要と供給のいわゆるバランスのとれた、しかも妥当な価格水準を設定しなければならぬ。そこで現在荷受業者、卸売業者等の段階にあつては、これは全体から見れば数は少ないわけですが、低温貯蔵施設、また冷凍倉庫等が現在完備しつつあるわけですが、しかし、小売業者、それから消費者の段階に至つては、それがほとんどないといつても現在の状態では過言ではないと思つております。もちろん、外国の生活様式から比べれば、社会構造から見ても違ふ点はたくさんありますけれども、いわゆる野菜等生鮮食料品が流れる段階において、その中間を切った卸売業者、その上と下の段階に分けた場合に、小売業者、消費者に対するいわゆる生鮮食料品の価格安定策としてどういふ具体的な対策を持つておられるか、この点をお伺いします。

○小暮政府委員 先ほど申し上げたような公設小売市場の予算の問題点もございしますので、新年度、四十六年度には、予算上の考え方をかなり改めまして、従来どおり地方公共団体が開設いたします公設小売市場についての助成はもちろん継続いたしますけれども、従来人口七十万以上の都市

というのを助成の対象としておりましたのを改めて、人口二十万以上の都市で流通改善の意欲をどんどん出していただくものには積極的にこれを助成しようというふうに改める。しかもその補助の考え方の中に、冷凍食品コーナーというものを公設小売市場の中に特設するというようなことを補助対象として考えております。そのほかに、先ほど申しました公設小売市場がなかなか思うように開設されないという問題点の一つに申し上げました、周辺の既存の小売業との調整という問題との関連で、小売業者自身が一カ所に集まつて近代的な総合小売市場をつくらうという形で既存の業者が発意いたしますものも助長しよう。何か市長さんなり町長さんなりが言い出して、既存の小売業以外のものをそこに新たに作るというふうなふうな受け取られますと反発があるわけでございますから、むしろ既存の小売業者が集まつてひとつ一カ所で消費者のために公正な競争をする、そういう意味での総合食料品小売市場をつくらうではないか、そういうふうな話がまとまるとすれば、そういう民営のものにも助成できるというふうな補助の体系を改める。したがって、従来どおりの公設のものには冷凍食品コーナーを加えて補助の額を引き上げ、個所数はやはり十二カ所でございますが、そのほかに十カ所ほど民間の発意によるものを補助対象として認めよう、そういうことを考えております。そのほかに小売業近代化資金というのが国民金融公庫の中にございまして、この国民金融公庫の小売業の近代化資金の中では、たとえば冷凍ショーケースあるいは小売りの冷蔵庫といったようなものを導入いたします場合には、国民金融公庫がこれを貸せるというふうな仕組みがございまして、この小売業近代化資金も約三百三十億というワケを設定いたしております。

○鶴岡委員 そこまではわかりましたけれども、一般の家庭において——外国の場合は一週間分買つてきてそれを貯蔵しておくとかするわけですが、日本の場合にはそこまでまだいってないわけですね。もちろん市場の形成もありますし、そういう生活様式になつておる、こういうことも考へられますけれども、その消費者対策として政府はどのような考えを持つておられるのか。ただこのままだとほつておいていいのかわかりません。先ほど言いましたように一週間に二十種類も三十種類もの野菜を買う主婦もいる。平均するとそのくらいになるという数字も出ておりますけれども、そういうことを考へてどういふふうに対策をとっていくのか。このままではいいのかわかりません。やはり消費者対策も私は必要じゃないか、このように思つております。この点どうでしょうか。

○小暮政府委員 生鮮食料品をもう少し保存のきく形で流通させることができないかというの、生鮮食料品の流通改善の一つの課題であるというふうに私も考えております。これはまあ消費者の側からいろいろ御協力いただく面もございしますが、その前にまず行政としては、そういう冷凍食品をできるだけ品質の間違いのない、しかもこれを利用する際に利用のしかたがよくわかるような形で冷凍食品というものを普及する必要があるんじゃないか。これは実は、冷凍してございしますからという、いかにも新鮮なものがそのまま凍結されておるといふふうに思ひがちでございますけれども、まことに残念でございますが、場合によつてはなまでは売れないものをあわてて凍結して保存するといふようなことも決してないわけではございません。そこで関係者に集まつてもらひまして、社団法人日本冷凍食品協会というものを四十四年の七月からつくつておりまして、この公益法人に關係の企業並びに技術者の参集をいただきまして、冷凍食品について特にその品質、規格、またこれの調理のしかた、戻し方といったような問題について、きわめて具体的な調査研究を行ないつつ、その角度から冷凍食品の望ましい形での普及に資するといふような仕事を手がけております。

○鶴岡委員 そこで、いま話のあったように新しい加工形態の食品として冷凍食品がこの二、三年

だいぶん急速に普及しているわけですね。これら冷凍食品は、一般の食生活ではまだなじみが薄いわけですが、生鮮食料品価格のいわゆる暴落下、高くなつたり安くなつたり、これをセーブしていく上において一つの大きな歯止めとしてこれは注目されているわけですね。政府の統計は、農林食品関係では世界一を誇つておられるにもかかわらず、この中に冷凍食品の項目がないわけですね。すなわち、生産量、生産品目、製造メーカー別の数字、特に価格など、これまで普及されておりましたが、知るところがないというの、これは一体どういふわけなのか、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 水産物等におきましては、むしろ冷凍の形態で途中まで流通するのが最近では全体の流通量の半分程度になつておられて、鮮魚という形で統計上あらわれておりますものの中にたくさん冷凍のものが入つておるような実情でございます。そのほかに途中まで加工調理された形で冷凍食品、これはここ数年の間に急激に種々雑多なものが出現しておるわけでございます。これらの問題につきましては、今後事態の進展におくれないうちに、これに対する統計並びに実態の把握につとめてまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡委員 次は、卸売市場整備基本方針の中に、第四条の二項の最後に「その他卸売市場の整備に關する重要事項」というのがありますが、この重要事項というものはどういふものかを考へておられるか、具体的にお知らせ願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 たとえば食品衛生上の問題、あるいは先ほど来御指摘のございました労働福祉対策といったような問題、それぞれ市場を維持いたしますために基礎的に必要な重要事項を考へておるわけでございます。

○鶴岡委員 いまから新設される卸売市場については、特にいままで以上にいろいろ重要事項を取り上げて考へておられるのか、それとも、規模としていままで程度でいいのかわかりませんが、その辺はいかがですか。

○小暮政府委員 中央卸売市場自身が周辺の住民等に対してさまざまな問題を発生しやすい要素を持っております。衛生面その他につきましましては、今後の全体の国内での水準の上昇に見合つて、いまより以上にその施設を整備するということを考えております。

○鶴岡委員 「卸売市場の整備改善を長期の見通しに立つて計画的に推進する」とありますけれども、どうせつくるならきちんとした計画を立ててしつかりしたものをつくるべきだと私は思うのです。現在地方卸売市場は約三千万あるわけですが、十カ年程度でその目標を立てているとも聞いております。東京、大阪のように過密化したところの整備、また反対に、一方地方卸売市場の無秩序に分散した零細でしかも老朽したところは、それぞれ早急に統合し、合併し、または大型化して施設の近代化をはからなければならないと思うわけですが、先ほどから話があらたなように、また食生活においても昔とはだいぶ変わつてきておるわけです。最近では都会と地方も平準化しているわけですから、これらの卸売市場の整備について、十年間というお話がありますけれども、総予算はどのようにならざるを得ないのか、大体でけっこうですからお話し願いたい。

○小暮政府委員 卸売市場の整備計画につきましては、この法律の施行を見ましてからできるだけ早い機会に、関係の地方公共団体の意見も十分聞いてこれを策定したいというふうに考えておりますので、現段階で公の席で申し上げるような資金の見通しはございません。

○鶴岡委員 四十六年度は卸売市場施設整備費は三十二億八千二百万が認められておりますが、この中央卸売市場整備費は三十億四千二百万、地方卸売市場は二億四千万、特に中央卸売市場は新市場に対する補助率の引き上げであることなど考えて、この三十二億の整備費でどれだけまで改善が見通されるかどうか、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 補助額は御承知のようにそれぞれ

その市場ごとに単年度で市場を建設し終わるわけではございませんで、何年間に分けて実施いたしております。そのうちの当該年度分という形で話のついたものから実は計上しておるといふのが今日までの実績でございます。したがって、予算上約三十億ということが出ております背景にございまして市場の整備計画、それはそれぞれの前年次の計画を合計いたしますと、これよりもはるかに大きい金額になるわけでございます。先ほど申しましたように、現在旧法のもとで現にやつております整備八カ年計画、これが八カ年間で約六百億に近い規模に相なっております。

○鶴岡委員 飛び飛びになつて恐縮ですが、助成の件ですが、先ほどもお話のあったように前向きにやつていかれる、こういうお話でした。国の補助を十分の四から五と引き上げるべきだ、私はこのように思うわけですが、なぜならば「建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用」となつてゐるが、土地購入費は含まれていない。今後、施設の改良、造成にあつては、土地高騰のおりから、土地の取得がネックになるのではないかと、このように思うわけですが、市街から遠く離れた山里に行くというわけにもいかないので、市街からあまり離れていないところにつくられるようになるわけですが、土地の高騰が激しい現在、土地の購入費を考慮しての話でありますけれども、この補助率を将来においてもっと引き上げるつもりはないか、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 今回御審議をお願いしております法律で、従来最高三分の一となつておりました補助率を十分の四以内というふうに改定することをお願ひしておるわけでございます。この法律の施行を待ちまして、新しい補助体系で事業を実施してまいる考えでございます。なお、その遂行の段階で実情をよく見きわめまして助成の問題については引き続き検討をいたしたいと思ひますが、現在十分の四以内という新しい補助率を一日

も早く実施に移させていただきますというふうに考えております。

それから土地の問題につきましては、これまでもしばしばお尋ねがございましたが、何と申しましても生鮮食料品のための卸売市場の建設は、国の非常に大切な仕事であると同時に、地域住民のためのきつめて直接的な仕事でございます。用地の取得につきましましては、これを開設する地方公共団体が、起債の制度等を活用してこれを用意し、その上に建設いたしました施設につきまして、施設の性質に応じ、国がそれぞれしかるべき補助率でこれを助成する、こういう補助体系を現在考えておるわけでございます。

○鶴岡委員 次は中央卸売市場の適正配置についてであります。

農産物の需給の見通しを考慮に入れてやる、このように考えられるわけですが、いわゆる流通圏のとりえ方、それから経済圏、交通、道路、そういう点を考えると、適正配置ということとは非常にむずかしいんじゃないか、このようにも思ふわけですが、都道府県が開設する場合、おおむね人口二十万以上の都市とするのを考えておられるようですが、この点は心配されるかどうかかわかりませんが、農業地図によつて野菜生産圏とか米作主産地圏等が先々においてはこれは明確化されてくると思ふのです。市場配置についてはこれらと関係なしにやつていくのか、それとも多少は考慮に入れて、人口ばかりでなく、集荷、輸送距離、生鮮食料品の種類等を考慮に入れて適正配置を考えていくのか、この点はいかがでございますか。

○小暮政府委員 整備基本方針の中で輸送手段あるいは都市計画、そういうものの関連は十分配慮するように基準を示す考えでございます。

それから、需要と生産の長期見通しあるいは農業生産の地域分担といったような、農林省がやつております長期の見通し作業あるいはガイドポスト、こういうものの関連について申し上げますと、市場の配置は申し上げるまでもないこととございしますが、消費の姿に見合つてこれを配置する

というところであらうかと考えます。したがって、長期見通しにおける一人当たりの野菜の消費の見込みというものがございまして、これと今後予想される消費人口のあり方というものを、当該地域に供給を期待される生鮮食料品の総量がある程度予測されるわけでございます。売り場面積その他、これを適切にこなすために必要な施設の規模といったようなものがその面から割り出されるわけでございます。

なお、その場合にも、最近の消費の実態から考えまして、大正十二年当時に予定いたしましたような、それぞれの地方自治体がいかに孤立しておる、消費地と消費地の間に生産地があるというよりな形でございまして、たとえば大阪府から京都府にかけてたくさんの方がじゅうずつたに並んでおりますが、これらの地帯が消費地であると同時に生産地であるというよりな姿もございします。また、東京の周辺では、東京、神奈川、埼玉、千葉というものがほとんど一体となつて経済活動が行なわれておるというよりな実態もございします。できるだけ広域的な流通の姿を頭に置いて市場の建設ができますように、特にそれに関連した規定の整備もこの法案の中に織り込んでおるわけでございます。

○鶴岡委員 これも問題になつてゐることですが、二十三条の「兼業業務等の届出」の件です。二十三条は「卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務を営もうとするときは」と、こういうふうになつておりますが、この「卸売の業務及びこれに附帯する業務」というのはどういふ業務なのか。それともう一つは、「卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務」というのはどういふものなのか、これを具体的にあげていただきたいと思ひます。

○小暮政府委員 卸売業務に附帯する業務としては、たとえば卸売りますものから出てまいります残渣と申しますか、たとえば家畜の卸の場合に内臓を処理するといったような形がございします。そのほか卸売業に付随いたしまして情報活動を

試みる、産地に情報を流すといったようなこともございます。

○鶴岡委員 「以外の業務」はどのような業務ですか。私の言つたのは、「卸売の業務及びこれに附帯する業務」それが局長の言われた業務ですね。「以外の業務」というのはどのようなものを具体的に言つたらさすのかということですか。

○小暮政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がつかめなくてたいへん申しわけないのですが、「以外の業務」というのは、まさに「以外」でございまして、それは特にこの法文上はどういうものというふうに特定いたしておるわけではございません。

○鶴岡委員 そうすると、この「以外の業務」というのは、この中から要らないということですか。「卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務」というのは、どういふ業務かと私は聞いてゐるわけですが、さつき局長の言つたのは、運送だとか、それから情報、関連施設だとか、そういうことを言つたわけですが、それ以外の業務というのは、具体的に言つたらどういふのがあけられるかと聞いてゐるわけですか。

○小暮政府委員 これまでも兼業業務の届け出を受けておりましたその実態を見ますと、たとえば製氷業、それから運送業、あるいはこまかいことですが、卵とか鳥肉の卸をやつておつて、あわせて卵焼きを余業につくつておるといふような仕事とか、たくさんあるものが届け出されておりました。

○鶴岡委員 そうすると、それは多少関係があるわけですが、全然関係のない業務は「以外の業務」とは言わないわけですか。

○小暮政府委員 これは「卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務」ということでございまして、別に「以外の業務」といふものの業種の限定はございません。

○鶴岡委員 いずれにしても、卸売業者の兼業による事故を防ぐことを考える場合、届け出制を考へる場合には、たとえば会社がつぶれてしまつてからでない手が打てない。過去において当委員会でも何回もこの問題については禁止すべきであ

る、許可制にすべきであるというようない意見も出されたことがありましたが、今回の制定にあつてもここまでは改善されてないわけですか。あくまでも届け出ということになっていますが、その理由はどのようなわけですか。

○小暮政府委員 卸売業務が適正に行なわれ、卸売業としての経営が安定することが、出荷者あるいは関連の仲買にあるいは買参と、取引に關係いたします者のために必要であるということで卸売業務を農林省が嚴重に監督するたてまになつておるわけではございません。その角度から、本業でございまして卸売業務に兼業のほうから何らかの悪い影響がきてはいけないというふうに考へるわけではございません。本業である卸売業務を監督する以上は、兼業についてもこれを把握しておく必要があるだろう、こういう趣旨で兼業についての届け出を法律上の規定にいたしておるわけではございません。

なお、どのようなものなら兼業してよろしいかということについて個々に審査するということになりますと、いま申しました趣旨が、本業である卸売業務を間違ひなくやつておるかどうかということを確認する必要があるという行政上の必要性から、兼業の種類についてきつめて具体的に一線を画するといふ判断はなかなかできなかつたと思ひます。あまり極端な、たとえば風俗営業のようなものをやるのが適當であるかどうか、これはやはりあいにく常識の範囲であまり適當ではないだろうといふことが言えるかと思ひますけれども、たとえば魚の卸をやつておつて、かたがた船を使つての運送業務をやつておる、あるいは先ほど出ましたように、製氷業をやつておる、そういうものについてよろしいかよろしくないかといふのは、魚の卸が氷をつくつておるのだからいいといふことも言ひ切れなかつたと思ひます。もしその製氷業の営業の形が複雑であつて、そちらのほうでとんでもないことが起つて、本業のほうに債務が肩がわつてくるということがあるれば、魚の卸売業務をやつておるものが氷をつくつておる、これは常識

的には理解しやすい兼業であつても、それが本業に悪影響を及ぼさないという保障はない。どこまでも本業業務を監督するといふ角度からこの問題をながめておるわけではございません。

○鶴岡委員 もとへ戻りますけれども、この二十三条の二項には、子会社というやうな例になりませんが、そうすると、極端にいへば、いまいろいろお話がありましたけれども、風俗営業だとかパチンコ屋だとか料理屋だとか、こういうのは入らなかつたといふ理解していいですか。

○小暮政府委員 繰り返してなつて恐縮ですが、法文上業種を指定してありませんから、入る入らないという議論にはなりません。ただ、これまで届け出を受けておりました兼業の中に、ただいま御指摘のやうな業種はございません。

○鶴岡委員 昭和三十六年の中央卸売市場法の一部改正における附帯決議に、兼業による事故防止について検査の強化等が述べられております。これは御存じのとおりですが、その後事故は皆無であつたかどうか。あれば事故件数は何件くらいあつたのか、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○小暮政府委員 兼業による大きな事故というのはございません。

○鶴岡委員 そうすると皆無だということになるわけですか。

○小暮政府委員 さうでございます。

○鶴岡委員 卸売会社が、たとえば破産した場合、販売代金が支払われるという保障は何もないわけですか。しかも兼業といふ外部企業に対する出資行為などによつて、常にその危険性が潜在していると思はれるわけですか。このやうな場合、生産者団体では、国が開業者に弁済させるよう要請しておりますが、この点はどうでしょうか。

置いたしておるわけではございません。かりに不幸にしてそのやうなことが起りました場合、これを開設者が補てんするといふわけにはまいらないと思ひます。

○鶴岡委員 これに対して農林省は卸売会社、仲買業者の大型化、企業化、強化をはかり対処すれば、不安はなくなると思つておられるのかどうか、この点はどうでしょうか。

○小暮政府委員 卸売業の業務内容を常時指導監督することによつて不安をならしめるようにいたしたいといふやうに考へております。

○鶴岡委員 次はせり売り、入札の原則についてであります。卸売りにおいてせり売りまたは入札が原則となつておりますが、せり売りによる価格の安定が行なわれにくいという意見も中にはあります。物価安定会議の答申にも相対取引が強調されておりますけれども、この点、今後の方向はどうでしょうか。

○小暮政府委員 規格性、貯蔵性に乏しい生鮮食料品につきまして、売り手、買い手双方が納得する価格をきつめて短時間の間に決定いたしまして、しかも荷物を間違ひなく分けるという仕組みをいたしましては、やはりせりが一番適當な方法であるといふやうに考へております。しかしながら、せりにもまた避けがたい幾つかの短所があるわけではございません。そこで、せりの長所、短所を十分見きわめまして、取り扱います物品の性格が次第に貯蔵性、規格性を持つやうになつてまいつております状況から見て、一部に相対取引を導入する必要があるのじゃないかといふやうに考へ、相対取引を行ない得る物品並びに場合をそれぞれ開設者が指定し得るやうに措置いたしたいといふやうに考へております。

○鶴岡委員 経済原則からいへば、少しでも品物を安く消費者にとりよることにすれば、卸売業者によるマージンを削つて、いわゆる短い経路で、しかも流通段階を一段階抜いていけばこれはなおかつこうなつたと思つたのです。そういうことで、輸入品等を含めて、原価のわかつてゐるもの、冷

凍製品、規格品等は全面的に相對にし、輸入業者から直ちに小売りにすることは考えられるかどうか。この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 物の値段でございすから、コストがわかっておれば必ずそのコストの近辺で売れるというふうにも言えないわけではございまして、やはりそこには何らかの形で価格の形成ということがあるわけではございす。しかも待つたなしの生鮮食料品についての取引でございすから、やはりせりを中心になるということは今後とも変わらないと思ひます。

○鶴岡委員 それでは、先ほど言われました特定物品は、これは省令で定めることになっておりまして、それ以外のものは、それをきめようとしておられるのか、また、それをきめようとしておられるのか、できれば並べて御説明願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 生鮮食料品の中でも、次第に貯蔵性、規格性の多いものがふえてまいつておるわけではございす。これらの貯蔵性、規格性の高まつておりますものの中で、供給事情が比較的安定してゐるもの、こういうものにつきまして相對を認める方向で考えておるわけではございす。

○鶴岡委員 具体的に言つたら、どういふのがきめられますか。

○小暮政府委員 たとえば、かん詰めあるいははつけもの、それから水産練り製品あるいは塩蔵あるいは冷蔵の水産物、それから規格化されたミカン、リンゴといったようなものが考えられると思ひます。

○鶴岡委員 消費者物価の値上りが最近特に著しく、中でも生鮮食料品は問題になっておるわけではございす。本案によれば、第一に卸売機能についてまだこの種の機能の位置づけは低く、せりを主体とする中央卸売市場を整備することが先決のようになつてゐる。これに対して物価安定政策會議の提言によると、野菜が不安定なのは実力を持つた中央卸売市場の荷受会社でせり方式による荷さばきに走り過ぎている。ここでせりによる価格決定機能は大事ではありませうけれども、卸売機能のほうも時代的にはもつと大切ではないか、このようにも思ふわけではございす。そこで両者の機能を分離して、前者は公的機関にゆだね、そして後者を本命とすべきであると思ひますが、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 野菜の価格安定政策について物価安定政策會議の提言がございす。これにはせり取引をめぐる問題点を指摘いたしておりまして、流通機構の中でだれかが生鮮食料品についての需給調整機能をになうべきではないか、そういうことができないというのを非常にいろいろな角度から模索いたしておる文章でございす。しかしながら、具体的な「流通機構改革のための当面の対策」というところでは、お説みになるとわかつておる。現在御審議を願つておられます卸売市場法の中でうたわれておられますような事柄が全部列挙いたしてございまして、その中で「現在国会で經議審議中の『卸売市場法案』は、一定の範囲内で、卸売人については買付による集荷、相對取引、市場外物品の卸売、転送等、また仲買人についてはその所屬する卸売市場の卸売人以外の者からの買入れを認める」とともに、せり人の登録制、買参人の承認制等について規定してゐる。そこで、同法案が成立し、施行する際には、この提案の趣旨に沿つてできる限り弾力的にその運用を行なうべきである」という指摘をいたしておるわけでありまして、本提言の趣旨が現在の法案でうたわれておられますものと全く変わらないというふうになつておると思ひます。

○鶴岡委員 次に転送の件ですが、転送という字の意義はどういふ意義を持つてゐるのか。

○小暮政府委員 これは、きわめて常識的にいいます場合と、市場で業務規程等で市場内の取引を規制するためにいいます場合とでやや違ひますので、やや厳密に現在市場の中で規制の対象となつておられますものと考え方で申しますと、一度当該市場に上場されると申しますか、市場内に荷受けされて、それから市場の外へ出ていくというものを狭い意味での転送というふうに考えておる

ます。そのほかに、その市場の構内には物理的に入りまじつたけれども、何らか別の事情で、そこを中継店としてまた別のところへ出ていくというものにつきましては、狭い意味での転送とはいつておりません。ただ常識的にいふ場合にはそれも転送というふうになつておると思ひます。

○鶴岡委員 そうすると、転送しなければならぬ意味はどういふ意味ですか。いまは転送の字の意義、定義ですけれども、転送をしなければならぬ意味はどういふところにあるのか。

○小暮政府委員 転送は、たとえば卸売人が当該物資を地方市場のほうにあらかじめ供給すること、日ごろ地方市場との間に商談ができておるに、經議反復してこちらの市場から地方市場に送りつけるということをやつておられます場合がございす。そのほかに、当該市場の需給状況を見て、荷が少し余るといふことで、これをほかの市場に回すといふようなケースもございす。しかし、いづれにしても、転送が起きます基本的な理由は、地方市場のほうに十分の信用あるいは施設を持つておりませんでしたために、出荷者のほうでできるだけ安全な市場に出したいといふことで整備された市場に荷が集中してくる。しかし、需要は地方にもあるといふようなやうな経済の実態が、転送が起くる実質的な理由であるといふやうに考えておられます。

○鶴岡委員 いまのお話からすると、転送しなければならぬといふ意味は、需給調整をはかる、これが大部分であるやうに理解できるわけですね。そのほかの意味で転送されるということはないわけですか。

○小暮政府委員 いま申しましたやうな形で転送されるものについて、あらかじめ開設者の承認を受けて行なうたてまえになつておられます。

○鶴岡委員 昭和四十三年の農林水産委員会において附帯決議がありました。その中で「中央卸売市場の卸売業者の転送については種々の弊害が生じている現状にかんがみ、これを除去するため、公正且つ、厳格なルールを確立し、これを遵

守せしめること。」と決議がなされておられます。いまのお話ですと、需給調整からおもに転送してゐる、このように理解したわけではございすけれども、この時点において「種々の弊害が生じている現状にかんがみ」と、このやうになつてゐるわけですが、その弊害といふのは、それじゃ需給調整だけで弊害が起くるのか。また、この決議がなされておりますけれども、どのようにこれに対処してきたのか、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 かりに個々の業者にとつては、自分と日ごろ取引関係のある地方市場からの注文といふやうなことで転送することに必然性を感じるといたしましても、多数の業者が集まつてその市場で価格形成をいたしております場合に、ある特定物品についてあまりにも多くのものが市場外に再び搬出されるといふやうなことになるやうな、せつかくその市場で価格形成をしようといふ場合にも、かえつて値が上がつてしまつてしまつておる情がございす。そこで、市場を開設してそこへ荷物を集めます以上は、やはりその地域の需要にこたえるといふのが市場本来の目的であるといふ立場から、かりに転送を認めるにいたしまして、も、それぞれの商品ごとに転送を認める数量のワクといふたやうなものを申し合わせるやうにいたしておられます。なお、そのほかにもいろいろございす。具体的には先ほど御指摘の附帯決議の御趣旨を体しまして、昭和四十三年の五月八日に、特に例外的取引方法の処理方針といふものについて開設者會議を開きまして、国から直接指示いたしておられます。

○鶴岡委員 この転送ですが、いろいろ例外はあるわけではございすけれども、実際に新聞を見てみると、これも局長ごらんになつたと思ひますが、二月二十三日の朝日新聞ですが、転送について非常に疑問を持つやうな転送が行なわれてゐる、このやうに思ふわけではございす。「まかり通る深夜の転送」これはルポですからそんなに間違ひは書いてないんじやないか、私はこの新聞をそのやうに信頼するわけではございすけれども、「東京の大型青果市場に着いた

野菜のうち、かなりの量が、セリにかけられないで、真夜中のうちに卸売会社の子会社や仲買人の得意先に運ばれていく。」「深夜の転送」の実態を、神田青果市場で見た。「需給安定と公正な価格形成のため、青果物の先取り、転送先は都下の市場にかぎる」という都の指導など、どこ吹く風の光景だった。こういふ記事でございすけれども、特に中に「都には中央卸売市場の「青果物先取り転送要領」という規則があり、転送先は都下の市場だけ、と決められている。そのほか、朝の早い給食、病院、船舶の需要にかぎって先取りが認められている。」「しかし「東京都神田市場事務所は、はじめ、「違法先取りはない」といつていたが、」「神田の場合、セリ参加権を持つ都外の関係者にも先取り転送を黙認している」と歯切れの悪い返事」をしている。このようない記事が載っているわけですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○小暮政府委員 あの記事が出ました直後に、私どものほうから東京都の市場の業務部長からの報告を徴しております。先ほど転送というのはいくつかあるとお尋ねに對しまして、市場で取引を規制いたします場合に、いわば市場用語として転送という、狭い意味の転送がございす、そのほかにきわめて常識的な意味での転送がございす、ということをお申し上げましたが、その部分にかなりかわる点がございす。たとえば卸売人が一度荷受けしてしまつたものを、開設者の承認なしにこれを場外に出してしまふということになれば、先ほど申しました転送の規制に従わなかつたということになるわけがございす、そのほかに先買参加者としての承認を受けておる者がございす。これは沿革的には東京の区内の小売業者が先買参加者になつておつたわけがございすけれども、現在の実際の経済事情から見て、隣県の都外の者も一部先買参加者といふことであらかじめ承認されております。これらの者が先買参加者としての資格で先取りを認められてゐるケースでございす。非常に時間の早いところで必要

とするようなものについて、これは先取りして運び出すといふようなことが認められております。

それから、しかし先取りを認める品目が、これまですべて品目の追加を実績に即してもつと隨時やっておくべきではなかつたか。その点について、最近の経済の実態から見ても、当然先取りを承認してもいいだらうと思はれる品目について、そこまでの事務整理が行なわれてなかつたといふようなものがあるようでございす。これらの点については即刻要領を改定することを検討するようになつてゐることを指示いたしてございす。

○鶴岡委員 これは「青果物先取り転送要領」といふのがありますけれども、この「承認」ところで、「先取りまたは転送をしようとする卸売人は、この要領に定めるところにより、東京都知事の承認を受けなければならぬ。」「それで先取りの数量、品目等ここに書かれてありますが、そうするとそのとおりにいまやつてゐる、こゝういふうちに確信をもつて言へますね。

○小暮政府委員 この要領に従つて業務を指導しておるといふふうに見ております。

○鶴岡委員 転送の転送量ですけれども、東京都内卸売市場青果物転送量はいま調べておりますか。四十三年までは私ここに資料をもらつておりますけれども、四十四年、四十五年は調べてあります。

○小暮政府委員 統計調査部で、地方市場の側から他の市場から荷受けした数量という形で把握するように統計調査が設計されております。すでに印刷に付して公開いたしておりますものが四十三

年といふこととございす。四十四年については部内資料としてはできておるはずでございす。

○鶴岡委員 それはあとでいただけますね。

○小暮政府委員 印刷ができておりますればお届けいたします。

○鶴岡委員 七一年の農業年鑑の数字によると、四十四年に転送された野菜は三十八万トンで、前

年比一〇％の増加となつております。転送は荷引き能力の低い零細市場の品ぞろえのためには必要

とは思いますが、輸送費の増大、それから流通の減耗の増加など不合理な面が多く、改善の必要性が十分考えられるわけですが、年々増大する転送に對して、卸売法の中で一部認められてゐるが、転送に對する農林省の考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小暮政府委員 しばしば申し上げておりますように、地方市場の整備がいまだ不十分な現状におきまして、転送をあまりきびしく取り締まりますとかつて需給の実勢に合わないといふことが起こると思ひますので、当面、転送を開設者の十分な指導監督のもとに置きながら適正な規模でこれを認めるという方向で考えております。しかしながら、長期的な方向といたしましては、地方市場を十分に整備いたしまして、生産者が中央市場の荷受けだけを選択するといふこととせしめて、安心して地方市場の業者にも荷を発送できるような、そゝういふ流通の環境をつくることに極力努力いたしたいといふふうに考えております。

○鶴岡委員 市場の整備問題であります。昭和三十一年の中央卸売市場法の一部改正のときに、独禁法の適用除外の規定が設けられ、一市場一卸売業者という行政措置を採用しましたが、農林省としてはこの方針はいまも変わつていないのかどうな。

○小暮政府委員 市場内の卸売業者の数の問題につきましては、かつて一市場一卸を適當とするといふ指導をやつた事實はございす。しかし、その後公正取引委員会の御意見もあり、また農林省といたしましては、中央卸売市場審議会の意見を十分尊重するといふことを経まして、現在提点的な大型市場については少数の複数、それから比較的其他の市場との関連の競争条件が十分確保できると思はれるような小型の中央卸売市場につきましては単数を適當とする、こゝういふ考え方で対処いたしておる次第でございす。

○鶴岡委員 そゝうすると、単数と少数複数制と両方を含み合はせる、こゝういふことですか。

○小暮政府委員 少数複数制と単数制を場合に

よつてそれぞれ使い分けるわけがございす。単数制を考へます場合には、新たに市場を開設して業者の収容の方針を定めます前に、公正取引委員会と十分事前の意見の調整をいたすことにいたしております。

○鶴岡委員 いまのお話ですと、単数よりも少数複数のほうがいいやうな感じを受けるわけですが、現在一つの都市が全国で十四カ所、札幌、新潟、金沢、千葉、船橋、大阪東部、こゝういふところ十四カ所あるわけですが、少数複数にしてもまた単数にしてもやはり長所欠点はあると思ひますが、いまの十四カ所については、このままでもいいかどうか。また、これを調査して、そして少数複数にしなければならぬか、この点は調査するかどうか、どうでしょうか。

○小暮政府委員 現在単数で卸売業務を行なつておる市場につきましても、日ごろ業務の実態を調査いたしておりますが、特に問題を生じていないといふふうには判断いたしております。

○鶴岡委員 複数も単数もあり得る、こゝういふことですが、公正取引委員会の独禁法に触れるといふ考え方から、個々の卸売市場に對して少数複数制の採用が望ましい、こゝういふ話があつた場合には、農林省サイドとしては、その個々の市場に對してどういふ行政指導をしていくのか、この点いかがでしょうか。

○小暮政府委員 公正取引委員会が独禁法に基づいて具体的に単数とか複数とかおつしやつてゐるわけではなくて、市場を新たに開設いたします場合の業者収容について公正な競争条件が確保されているかどうか、そゝういふ角度から公正取引委員会がいろいろ意見を申される、こゝういふことと

ございす。

○鶴岡委員 先ほど弊害が現在のところは起こつていない、こゝういふお話をしたけれども、一つの例として千葉の船橋中央卸売市場であります。意見として、いわゆる独占企業のきらいが非常に強い。その証拠には、品物が常に少なく、またその品物も他市場に比べ高価のために、あつてはま

だ開設二年足らずでありますけれども、小売業者が開設当時は約五百の登録があったわけですが、現在は実質二百に減っている。これは船橋の近辺とくに江東、神田等がありますので、その影響もあると思われませんが、やはり今後中央市場の増設にあたって、このような例になると増設した意義はなくなってしまうし、また近くにある中央卸売市場を飛び越えて遠い市場に出かけるというところは、転送ではありませぬけれども、輸送費、経費の面でロスが出てくる。このようなケースに対してはどういうふうに指導していくのか。また、こうなった原因として、先ほど言いましたように、業者の独占経営によって入荷調整が行なわれているのではないか、このようにも思われるのですが、この点についていかがでしょうか。

○小暮政府委員 船橋の市場につきましては、東京にきわめて隣接しております市場でございますので、東京都内の卸売市場と相互に競争し合うという形で独占の弊害はないということで、単一の卸を考へておるわけでございます。また創業日が浅いせいもございしますが、何と申しまして東京市場に荷が吸引されるという現実の姿がございまして、それとの間で船橋市場に円滑に生鮮食料品が集まりますような方向に逐次持ってまいりたいと考えております。幸いにして入荷量も最近逐次増加いたしております。

○鶴岡委員 この三十六条の二項には「正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない」といふような条文がありますが、いま船橋の例をあげたように、常に量が少ないということについてはこれに抵触するのではないかとと思われるのですけれども、この点のかみ合いはどうでしょうか。

○小暮政府委員 正当な理由がなければ受託を拒否しないというのが中央卸売市場の卸業務の基本でございます。この点は厳正に守らしておるつもりでございます。

なお、船橋市場に対する集まり方が残念ながらまだ十分でないという御指摘に對しましては、先

ほどもお答えしましたように、卸売人が荷受けを拒否しているのではなくて、現在全体の需給状況のもとで、東京に荷が集まり過ぎるということのために船橋市場がその十分の機能をまだ発揮し切っていないというふうに見ております。

○鶴岡委員 もう一点お聞きしますが、これは確認ですけれども、農林省のほうとしては、この市場の開設にあたって市場間競争が望ましいのか、それとも市場における少数複數制が望ましいのか、どちらに重きを置くのか、どうでしょうか。

○小暮政府委員 市場の立地という問題もございしますから、画一的に申し上げるわけにはいかないと申しますが、考え方の一つの基準は、やはり卸売業務が適正に行なわれるためには、ある程度の営業の規模が必要だろう、あまり零細な卸売業者がわずかの消費人口を大ぜいで分けるということになりますと、そこにいろいろな無理が出てくる。東京、大阪のように巨大な消費人口をかかえておりますところの卸売業であれば、御承知のように各分場それぞれ数社あるという形でございしますが、だんだん市場が整備されて人口十人以上あるいは二十万以上というところの逐次市場ができてまいります場合に、そこにあまり多数の荷受業者が存在するということは、卸売業の経営を危うくするという問題はございします。そこで、そういう角度から一つ判断する点がございします。ところが、そのことが逆に市場における競争条件を阻害するといふことがあつてはいけませんので、先ほど来申し上げておりますように、近隣の市場との相関関係等も十分見まして、単一の卸であつても十分競争条件が存在するといふふうに認められます場合に、しかもそれが単一であることがほぼ適当な営業規模に見合うといふふうに判断されまゝ場合に単一の卸を認める、こういう考え方でございします。

○鶴岡委員 たくさんありますが、次は五十一条です。第五十一条には「農林大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるとき、開設者に対し、中央卸

売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができ、これが一項です。二項には、最後のほうですが、「当該卸売業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、三項も同じように「改善措置をとるべき旨を命ずることができる」といふようにうたわれておりますが、この場合勧告するとか命ずるとかありますが、もし勧告しても命じても、その勧告、命令に従わなかつた場合どうするの。

その他の問題については七十八条に「次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」というふうにして五十五、五十八、五十九、八十二、八十三条で罰金の規定がありますけれども、この五十一條についてはただ勧告する、命ずるといふことだけで、もしそれに従わなかつた場合にはどうするといふことは明確でないのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○小暮政府委員 農林大臣が開設者に対していろいろ申し上げるという段階は、これは国と地方公共団体とございまして、もともと市場の開設についてもあらかじめ相談してやつておるわけですが、ことに新法になりますれば、国が定めた基本方針あるいは整備計画に即して計画を立てたものとしてやつてまいるわけでございしますから、この勧告は当然受け入れられるといふふうに私も考えております。

なお、開設者が中央卸売市場における仲卸の業務につきまして必要な改善措置をとるべき旨を命令するといふ問題につきましては、これは開設者がやることでございします。これは開設者にそのした権限を認めておりますが、これをあとづけして国が直接措置するといふ規定は、この法律の中にはございしません。

○鶴岡委員 それでは最後にします。この法案については、今国会の予算委員会等において、佐藤総理また倉石農林大臣が、盛んに、野菜価格安定のため卸売市場法案を国会に提出し

ている、早く通過させて野菜価格安定につとめたい、このような趣旨のことを何回か言つておられます。物価対策に多大の貢献するかのようによ言しておられますけれども、物価安定には、この法案の成立によつてどの程度寄与するの、また、そういうふうにするのか、この効果をどう判断しているか、最後にお聞きしたいと思ひます。

○小暮政府委員 先ほど来、転送その他の問題に關連しての具体的な御意見の御提示がございしたけれども、あつた問題一つ取り上げまして、今度の法律が施行されて、国と都道府県知事との協力のものと、全国に望ましい形で卸売市場の配置というものが逐次実現してまいりますれば、生鮮食料品の流通における各種の弊たといふものが排除される直接の契機になるというふうに考えております。

○三ツ林委員 長代理 合沢榮君。○合沢委員 卸売市場法について質問いたしますが、だいたい質問者がございしたので、私の質問も重複するところがだいたいあるかと思うのでございしますが、ひとつ御答弁願ひたいと思ひつてございします。

第一ですが、大正十二年ですかに制定された従来の中央卸売市場法にかわるべく新しい法案が制定準備されるということとは、ほんとうに好ましいこととございまして、私、むしろおそきに失しておるといふふうに考へるわけでございします。しかし、この卸売市場がはたして物価の安定といふか、そういった面に何ほどの効果を及ぼすものであらうかといふふうに考へるわけでございします。特に、近年、消費者物価が七割を上回つておるといふようなことから、物価問題が非常にやかましい、特に生鮮食料品については物価値上がりはなほだしいといふことで、今国会でも非常に問題になつておるわけですが、

そこで、こういった問題については、本会議でも、また予算委員会においても、総理並びに農林大臣は、特にこの卸売市場法の早期の制定ということ

を切り札のごとく言っておるかの感があるわけなんです。先ほども御質問がございましたが、はたして、この法律の制定によって何ほど効果的な物価の安定ができるものだろうか。確かに必要ではあるが、これでは物価の急速なる安定ということとは望めないというように考えるわけなんです。これらと並行するいろいろな施策が最も大事じゃなかろうかと思うのです。そういう点について、この効果と同時に、これだけでは不満足だということとは承知しておるだろうと思うのです。そこで、これらと並行して、具体的にどのような生鮮食料品等の物価安定対策をとらうかと思っております。

○小暮政府委員 卸売市場法の改正によって、中央、地方を通ずる卸売市場の配置に関するビジョンが明らかに、市場の整備が進みますれば、そのこと自身、十分生鮮食料品の流通の改善に資すると確信いたしておりますが、御指摘のとおり、生鮮食料品の価格の安定のためには、市場機構の改善だけでは目的は達せられません。その点につきましても、御指摘のとおりだと思います。農林省全体といたしまして、たとえば野菜の生産、出荷の安定についての諸事業、あるいは都市の段階で、小売業の近代化に関する諸事業、また、あわせて流通に関する各種の情報活動の強化といったような、各般の施策を総合的に実施してまいりますことによつて、市場の整備と並んで、生鮮食料品の安定に資したいというふうに考えております。

○合沢委員 小売業の近代化のお話が出ましたが、具体的に本年度、そういった小売業の近代化についての何らかの施策があればもう少し詳細に伺いたいと思うのです。

○小暮政府委員 生鮮食料品の小売業の近代化のために、四十六年度には、地方公共団体が総合食料品小売センター、これは八百屋さんあるいは魚屋さん、肉屋さん、そういったものをそれぞれ複数に一つの店舗の中に収容いたしましたして、消費者は一方所で幾つかの店を相互に比較できる、しかも、

一か所でかなりの必需物資がまとめて買える、そういうような形のものを建設することを助成するつもりでございます。これらの総合食料品小売センターには、最近の生鮮食料品の流通の状況から考えまして、冷凍食品のコーナーを設けるようなこともあわせて指導したいというふうに考えております。

また、これらの仕事は、実はこれが設置されます地域の既存の小売業との間にさまざまな調整を必要とするという問題点がござります。そこで、地方公共団体が開設いたします総合食料品小売センターのほかに、すでに小売業を営んでおる方々が相集まって、いま申しましたような趣旨にかなうような総合食料品小売センターをつくる。やはり八百屋さん、魚屋さん、肉屋さん、それぞれ複数が一つの構内に入つてやるということを経営の小売業者が発意するという場合にも、これまで地方公共団体がやる仕事以外にあまり直接助成ということは考えなかつたわけでございますが、本件の特殊性にかんがみ、そういう民意に基づくものにつきましても、計画を十分拝見させていただきます。国が直接助成できる道を開きたいということを経営の小売業者が発意するという場合にも、これまで地方公共団体がやる仕事以外にあまり直接助成という

○合沢委員 ただいまのは、昨年度の公設小売市場を廃止して、そうしていま言ったような総合的な食料品小売センターをつくらうということでございますが、これだけ物価問題がやかましいときに、予算を見ると、わずかに二億六千万円ということなんで、はたしてこの程度のことでは、私は小売商等の近代化の促進に何ほどの効果があるだろうかというように考えるわけなんです。そういう意味では、まだまだ十分ではないというように考えるわけなんです。

それから問題は、私は生鮮食料品については、先ほども御指摘があつておりますが、むしろこの生鮮食料品の問題は、消費者においては非常に高いという指摘を受けている。一方、生産者においては引き合わないというような価格になつて

いる。生産者の取引価格と消費者との価格があまりにも開き過ぎるというところに問題があろうかと思うのです。そこで、その間の経費、むだというものをいかにして省いていくかという総合的な施策というものがなくてはならぬだろうと思つてます。けさほど農地なり神戸市場に行つて皆さん感じたことは、まず産地から出されるころの生鮮食料品等について、非常な包装というか、そういった面が余分なというか、むだな経費が使われているというように感じます。そのわけなんです。こういう点はやはり生産者の手取りが少くないということにならうかと思つて。特に産地では、人不足の包装をして荷づくりをするということについては、多くの人件費がかかるわけでございますし、もう少しそういった面での産地の指導も必要じゃなかろうかと思つて、さらにまた市場から小売りに至る間の問題をもう少し総合的に改善するよう大きな措置を打てないものだろうか。いまお話しのような、ただ二億六千万程度のことで、小売りの近代化を促進するというようなことは、ほんとうに言いわけにすぎないような感じがするわけなんです。そういう点、さらに突っ込んだ生鮮食料品の価格の問題についての検討をお願いしたいというように思つておるわけなんです。これについての御意見をまずお聞きしたいと思つてます。

○小暮政府委員 先ほど総合食料品小売センターの考え方を申し上げました。その金額が少くないじゃないかというように御指摘をいたしたたいていあるわけですが、私も私もあの程度の規模で十分である、全く思つておりません。ただ、これまで既存の小売業との調整に意外に手間どつて、四十五年度において、先ほども他の委員から御指摘ございましたように、計上いたしました予算を使い切れなかつたという現実の問題がござります。私も私もいたしましては十分関係者と話し合いながら手法をさらにくふういたしまして、これを新年度において実施し、実績をあげました上でさらに飛躍的に予算の増強をは

かりたいというふうに考えております。なお、小売業の近代化につきましてはそのほかに、国民金融公庫に生鮮食料品の小売業近代化のための融資ワックが三百億以上計上いたしてござります。なお、生鮮食料品の荷姿の問題についての御指摘でございますが、過度の包装はちろん生産者の手取りという面からはマイナスであることはもう御指摘のとおりでありまして、この点は生産の担当の部局のほうでも規格の簡素化というような問題をいま真剣に検討しておるところでございます。ただ市場あるいは輸送段階での省力化と申しますか、そういう問題あるいはせりその他の取引の近代化、合理化、こういう角度からまいりますと、品物ができるだけ規格化され、大量取引にかなうような形になることを期待するという要素がもう一つござります。この両者をそれぞれの生鮮食料品の実態に即してうまく推進していくべきではないかというように考えておる次第でございます。

○合沢委員 昨年の十月でしたか物価安定政策会議が提言しておるようですが、その提言の中には野菜等の生鮮食料品については卸売市場を通じた一元的なシステムというものを改めて、もっと多元的な流通システムを確立したらどうかという提言もあつたように思つておるのですが、このような提言についてどのようにお考えですか。

○小暮政府委員 先ほど申しましたように、この物価安定政策会議の提言は、流通機構改革のための当面の対策というよりは、現在御審議をいたしております卸売市場法の趣旨と全く同一のことをうたつておるわけでございますけれども、これと並行いたしまして、今後検討すべき各種の問題についていろいろ御提言があるわけでございます。われわれもいたしまして、たとえば生産者と流通業者があらかじめ予約して、その予約に基づいて、いよいよできましたときにこれを相対で買ひ取つて供給するといったようなことが、生鮮食料品の分野でできないものかどうか。しかしこれには、過去においてさまざまな試みをして実

はうまいかなかつたという歴史があるわけでございますから、どのような契約条件あるいはどのような値ぎめのしかたというものをよくういたしますればいわれる予約相対、いま申しましたような形が実現できるかといったような問題について、それぞれ具体的にきわめて慎重な研究をする必要があるだろうというふうに考えております。

○合沢委員 たとえばその一つとして、全販連等

がやっているような生鮮食料品の集配センター等については、これを助長するような考え方があ

かどうかお聞きしたいと思います。

○小暮政府委員 戸田橋の集配センターにつ

きま

しては、その実験的趣旨を農林省としては認めま

して、これに助成をいたしたわけでございます。

現在全販連においてこれが運営に鋭意つとめてお

る段階でございます。これは中に立ち入りますと、

全販連自身もさまざまな苦労をいたしてござ

います。しかし、将来のためにそれぞれ具体的に問

題点をこなそうという姿勢で実験が継続中ござ

います。私どもといたしましては、こういう新

しい仕事については十分その実効を見きわめなが

ら次の段階を考えたいというように見ておりま

す。

○合沢委員 生鮮食料品の価格の安定のためにはいろいろな要素があらうと思うのですが、その中の一つに需給の調整機能というか、そういうものが非常に大事じゃないかというように考えられるわけですか。そこで需給調整機能といったようなものについて、今度の新しい法律の中で卸売人の機能、そういう需給調整機能をどのように考えているか、今後需給調整機能をだれにやらせるのか、その辺のひとつ考え方を聞かしてほしいと思

うのです。

○小暮政府委員 生鮮食料品について需給調整機能をだれが果たすのかというの実は大問題でございます。いま、この物価安定政策会議の提言もその点をめぐって非常にたくさんページ数をさいておるわけですが、いずれもまだ問題の提起にとどまっておるわけですね。卸売市場の仕組みを考え

る場合、卸、仲買、あるいは売買参加者、それぞれあるわけでございますが、そのいずれのものにもつばら需給調整の機能を負わせるか、こういう角度でものを考えるわけにはまいらぬだろうと思

います。やはりそれぞれの段階がそれぞれの本来の機能を十分に果たしながら、相互に補充しあ

つて市場全体として需給調整に参加するということが卸売市場の本態ではなからうかというように考

えております。ただ具体的に、従来卸売業者が無条件委託によるせりを買本とし、それ以外の仕事はなるべくやらないようにというたてまえでま

いりましたような点について、取り扱います商品の性格が変わるにつれて、やはりこれを買

取りによって卸売業者がものを確保して、これを安定価格で供給するといったような取引のあり方

を市場内に導入しようという点について、これを考

えております。いま御指摘のような点に对应するとい

うその一つのあらわれでございます。

○合沢委員 需給調整機能については非常にむずかしいと思うのですが、たとえば温州ミカン等につ

いては、日園連が御承知のような形で各県を通じて需給調整をやっておるわけですが、必ずしも十分とはいえないが、相当成果をあげておると思

うのです。そういう形でその他の野菜、くだもの等についても農業団体等による需給調整機能というものを法律によって何らかつけてやるというよう

なことは考えられないかどうか。

○小暮政府委員 もともと委託によるせりを原則とする市場法のたてまえと申しますかこの考え方は、思想的には需給の調整は出荷者の力に第一義的には依存する。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

別な表現でいえば、需要に見合った供給の確保というところに需給調整の本来的な機能がある、こ

ういう考え方に基づくものであるというふうに考

えております。

○合沢委員 何か私の質問の答弁になっていないように思

うのです。もう一度お答え願いたいのですが、私は需給調整機能というのを、たとえばミ

カン等については、日園連等が中心になって各産地の県連と相談して、そうして時期別の出荷数量なり地域別の出荷数量をきめて、そして需給の調整をはかっているというようにあるわけな

んです。これと同じようなことを野菜なら野菜について、また大産地等と連絡をとりながら出荷調整機能を実

たしていく。出荷調整、需給調整の機能というものをむしろ農業団体、生産者団体のほうに付与するとい

うような法的な措置は考えられないかどうかということをお聞きしてお

るわけ

なんです。

○小暮政府委員 需給調整の機能と申しまして

も、具体的には一つ一つ商取引に相なるわけござ

います。したがって、出荷者の組織を強化して、これが十分の力となり得るよう

に指導いたしますことが生鮮食料品の場合に肝要であるとい

うふうに考えますが、法令に基づいて何か出荷を指図したりと

めたりする権能を農業団体に与えるということとは、立法論としては適当でないとい

うふうに考えております。

○合沢委員 それからお聞きしたいんですが、私

は、特に最近問題になっておる野菜ですが、野菜の生産の状態というものは、従来はきわめて多くの農家が、しかも小規模で野菜の生産が行なわれて

おったというように考えるわけですが、近年はそれがだんだん、農家も野菜をつくらな

いような傾向になってきているのじゃないか。そして次第に規模が大

型化してきているのじゃないかというように考えるわけですが、そ

ういった趨勢等について調査したものがあれば御説明して

いただきたいと思います。

○小暮政府委員 園芸局からお答えがあるかと思

います。市場の側から見ても、指定産地の創設の趣旨はその点にあ

ったわけでございます。都市近郊の産地、これが次第に都市化の影響によ

って出荷の力が弱まっています。むしろ中距離あるいはものによ

って遠距離に専門的な産地が出てまいるという形が、明らかに看

取されております。

○大場説明員 産地の大型化の問題でございますが、統計的にた

だいま縦横をろった数字はござい

ませんが、御承知のとおり指定産地という制度、数年前から出

発させておりまして、それに基づきましてしっかりと

した産地づくり、規模の大きい、またその中を構成する農

家群をいたしまして、片手間の野菜づくりではなくて専門

的な形で野菜づくりというものに、農家群によって構成され

ております指定産地の指定をいたしまして、それを育成して

いる段階でございます。たとえて申し上げますれば、指定産

地の指定要件といたしましては、作付面積、これはいろいろ

野菜のものによつて違いますが、葉菜類で申し上げます

れば、五十ヘクタール以上、こうい

ったようになっております。これは最低条件でございます。それ

から現実にはどうい

うに野菜生産地がな

つてお

りますかと申し上げ

ますと、おおむね指定一産地当たりの平均面積で申

しますと百十七ヘクタールといったものが現状でござ

います。町村の広がりで申し上げますと、大体三町村、

そういったものにまたがっているような大規模な産地

づくりが次第に形成されてきてい

る、こういった状況でござ

います。

○合沢委員 はっきりした数字はなかなかないよ

うでございますが、い

ずれにしまして

も近年農家までも野菜を

買うというよう

な形になって、つく

る人は減り、そ

して生産者の規模は

大きくな

つてきてい

るだろうと思

うのです。ところが問題

はやはり、ほん

とくに野菜に全

力を打ち込む、野菜に生活

をかけるという

ようなところまでは、な

かなかい

き得ないで

おるのが現状

じゃないかと思

う。数町歩という

野菜がある、

そういう規模

の大きい農家を

育成していく

ということはき

わめて大事と思

うのですが、

それができ

ない。特に野

菜が非常に

価格の変動が

激しいという

ようなこと

からして、

野菜の大規

模な専門農

家ができて

いないこと

が、私はや

はり野菜の

価格を不安

定にしてい

る要素にな

りはい

ないだろ

うかと思

う。従

来野菜は、

少し値が

いいと翌

年うんと

つくる、

安

いとすぐやめるといふ傾向にあったので、やはり安くても高くても安定するといふようなことによつて、野菜の専門農家ができていくといふような方向での野菜の生産体制がでないと、野菜の問題の解決はできないのではなからうかと思ふ。

そこで私は最も効果的なといふか、いまの施策で最も効果的な施策は、いまとられてゐるところの野菜の生産出荷安定基金といふのは、きわめて効果的な方法であらうかと思ふ。ただあの中で見てもみますと、問題は、ことしも昨年とほとんど変わらないような程度の予算しか盛られていないわけですが、前年度六億九千六百万、この年度が七億三千四百万、前年に比べてわずかに三千八百万しかふえない。これだけ野菜の問題が論議されてゐるときに、この程度の増額ではこれは少な過ぎるのではなからうか。しかし私はあの資金は非常に効果的だといふように考へておるわけですが、ただあの中、もちろん問題はありますが、たとえば基準単価が安い。そこで暴落した場合にその何割しか払えないといふたようなことがございまして、そうした場合には現在の農家の規模においてはどういふ引き合はないといふようなことにならうかと思ふ。それではやはり安定的なといふか、規模を拡大して野菜の生産に打ち込むといふこともなかなかむずかしいと思ふ。そこでやはり野菜の生産を、安定的な生産を進めていくためには、この基金をもつと増額して、さらに、今度は指定種類もふやしたようでございますが、そういったふやすただけでなくして基準単価といふものをもつと引き上げてやる、そして不作の場合でも引き合、何とかそれで飯が食えるといふような単価まで引き上げていかねばいかぬじゃないか。そういうような方法でなくては、先ほど言つた野菜の指定産地も順調にいかないんじゃないか。数年前に指定産地を指定して奨励しておるようでございますが、なかなか軌道に乗らないといふのが現状であるといふように私見ておるわけなんです。そういう意味で、ぜひひとつこの野菜の生

産出荷安定基金の増加するようなことに、さらに基準単価を引き上げるといふような問題等について今後考へていただきたい、この点についての考へ方を聞きたいと思ふわけでございます。

○渡辺政府委員　ことしの安定基金への支出が少くないといふことでございますが、去年は御承知のとおり野菜が高値で、ほとんど支出されるような該当者がなかった。そのために現在三十七億四千万と安定基金を持つております。廃棄処分制度等も去年こしらえたわけでございますが、幸いに予算だけ余つてしまふ。全然該当するものがないといふような状態でありまして、私は四十六年度に於いては、かりにそういう問題が起きても金に困ることはないだらう、支払いに困るといふようなことはないだらうといふように思つております。なお、今後水田の転用等によつてさらにどんな野菜をふやしていくといふようなときに、農家の価格安定対策が現在では不十分であるといふ御指摘でございますが、はたして暴落するほどつくられるのかどうかといふことも少し様子を見なければわからぬといふことでもあります。御承知のとおり、いまはかりに平均百円といふような値段が続いておるものが六十円に値下がりをしたといふときには、七十五円と六十円の差額十五円の八掛けといふ十二円をくれるという制度であります。これを十五円にしろとかあるいはどうかといふ問題はあろうかと存じます。価格安定の問題は大切なことでございますから、よく研究をして、農家の方が安心できるようにさらに研究をしていきたい、かように思ひます。

○合沢委員　生産調整等からんで、やはり農家では野菜をやろるかといふ意欲はあるのですが、何ぶん基準単価が安い、また従来みたいに少しづつくれば下がるのじゃなからうかといふような不安があつて、なかなか規模の拡大がでないといふのが現状だと思ふのです。まあ従来のあの程度の基準単価ならば、私はこの程度の基金の増勢でも余るのではないかと。十分だと思ふのです。やはりこの基準単価を上げないと農家は合合わないと思ふのです。基準単価を引き上げることによつて、面積、数量等はきめるわけなんです、すべてが該当するのじゃないのだから、そういった指定産地等について資金を出すものについての基準単価でございます。やはりそういうところについては、基準単価を引き上げてやるということによつて、産地の体制ができるだらうと思ふのです。生産調整とも関連があるし、基準単価の引き上げ、同時に資金の増勢といふことが野菜の生産体制を安定していくといふ上において最も重要な施策だといふふうに私は考へられますので、將來ひとつぜひ御検討願ひたいと思ふのであります。

それからも一つ、同じように野菜の安定についてですが、肉、特に豚肉等については、豚の肉がずつとふえる値が下がる、そうすると事業団でもつてこれを買ひ取るといふふなことをやっておるわけなんです。野菜については生鮮食料品でございますのでなかなか困難だらうと思ふのですが、野菜の中でも根菜類等についてはある程度可能じゃないかと思ふ。特にサトイモとかパレイシとかニンジンとかゴボウだとかいったような根菜類等については、そういった事業団的なものをつくつて、あるいは野菜の生産出荷安定資金等がそれを担当して、一定の価格で買ひ取つて持つていく、そうして葉菜類等が値上がりするとか、とにかく野菜が非常に値上がりするといふ場合には、これを放出するといふふなことは考へられないかどうか。野菜の価格安定対策としての根菜類の貯蔵の問題、そういう点についてひとつ考へられませんか、御見解を聞きたいと思ふわけでございます。

○渡辺政府委員　実はいろいろ考へてみたのですが、結局結論は、考へられないといふことになつたわけでありまして。と申しますのは、御承知のとおり野菜の場合は非常に種類が多きから、大根だけやるといふ、大根の原価計算で菜っぱもあるいはジャガイモといふわけにはいかないもので、もしそういうことをやるとすれば、指定野菜なら指定野菜全種類について原価計算をやらなければならぬ、その次は天候等によつて非常な影響を受けやすい、その次は貯蔵性が非常に少ないといふようなことで、とてもこれは事務的にできないし、やつてみてもあまり効果がないといふことですから、所得補償といふますが、牛乳のような考へ方、こういうことについては、現在大豆とかなたねだけでも精一ぱいだといふところへ、野菜を十種類も十五種類も持ち込むといふことはとうていできない。一種類やれば結局ほかのものほかのものといふことになつてきますから、これは先ほど合沢先生おっしゃつたように、指定団地等の指定価格安定資金、これをやつぱり強化するといふことではなからうか、こういうふうに思ひます。したがつて、現在で決して十分であるといふふうにはわれわれは考へておりませんので、価格安定資金の充実といふことについては前向きでこれは検討をしてまいりたい、かように思つております。

○合沢委員　卸売市場内におけるところの荷受け、卸ですが、これの単数、複数の話がさつきございました。一時、やはり過当競争を防止していくといふ面からも、また生鮮食料品の価格安定といふたような面からも、市場におけるところの荷受けは単一が望ましいといふたようなことで相当推進した過程があると思ふのです。それらが独禁法との関係で行き悩んで、先ほど御答弁のようになつたものではなからうかといふように考へるわけなんです。私は、やはり過当競争を防止し、そして需給の調整といふか価格の安定といふ面からも、同一市場内におけるところの荷受けは単一が望ましいといふように考へられるわけですが、この点について一度御見解を聞きたい。独禁法との関係なしに、ほんとにそれが望ましいかといふ点についての御意見を聞かせていただきたい。

○小暮政府委員　どうも重複論といふのは古くからずいぶんといふ議論の記録が残つておりますけれども、今日の姿に照らして考へますと、そ



でなければならぬといふような、いろいろな法的規制をしておりますけれども、その行為自身はどこまでも商行為であります。したがいましめて、これも倒産などの不測の事態が起こらないように、卸売市場法を活用して適切な指導、監督、場合によれば営業の取り消しといったようなこと

当然建設省であるいは運輸省といったような役所とも十分打ち合わせということ、この法案を立案いたします段階でそういう話をいたしております。

なお、具体的な例といたしましては、現在東京

という仕事は、高度に商業的な経験が必要とするものでありまして、公務員がやるに適した仕事であるというふうには考えておりません。

○合沢委員　いまのは、別に規制していないからできるというように受け取ってよろしゅうござい  
ますか。

制に置いて本業のほうを直接指導、監督するといふことが法の趣旨ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○合沢委員　卸売業者は私はきわめて公益性の高い仕事だと思ふのです。そういったものが、附帯する業務以外の業種となると、どういった業務でもできるわけです。届け出さえすればできるとい

ることなんです。だから非常に投機性の高いようなそういう業務を営む場合でも、届け出させなければいいということなんです。それは私はきわめて危険じゃないか。業種によって、公益性の高いこういった業種なんだから、それが投機的な業種を営むという場合は禁止すべきだと思ふ。禁止できないとしても問題が起ったというような場合には、非常に大きな損害を多くの方に与えるわけなんだから、当然こういった公益性の高い業種については、附帯する業務以外の業種については禁止すべきである。したがって許可制にすべきだということに考えるのですが、先ほどの答弁ではどうも不安な感じがしてならないので、きわめて無責任な感じがしてならないので、そういった意味で附帯する業務以外については許可制にする、ぜひそういうふうにしてほしいというふうに考えるものでございますが、もう一度……

○小暮政府委員 これまで届け出を受けております兼業の業種を見ても、たとえば倉庫業あるいは製氷業、運送業といったような、卸売業務と比較的密接な兼業の業種が大部分でございます。不適当であると思われるような兼業は見受けられないのでございますが、そのことよりは、先ほど申しましたように卸売市場法によって卸売業者を指導、監督するのはどこまでも本業を直接指導、監督できるあらゆる手段が法律の中にもうたっておるわけでありまして、立ち入りの検査もできますし、もちろん業務を報告させることは当然であります。最後はその業務そのものについて直接改善命令が出せる、こういう非常に強力な権限が本業に対してございますから、その規定を活用して卸売業に対しては十分指導ができるというふうに考えております。

○合沢委員 いまのと同じようなことが次の二十三条二項の場合にもあるわけなんです。二十三条の二項については他の法人に対する支配関係の關係でございますが、これも当然なる届け出、報告でなくして、許可を取り消すことができるよう

な、そういったことにすべきでなからうかというように考えるのですが、この点について承っておきたい。

○小暮政府委員 子会社につきましては法人格を異にするわけでございますので、従来は特段の規定がございまして、これを届け出制にするということにございまして、これによって先ほどから申し上げておりますような本業業務である卸売業務の指導、監督に資するといふふうに考えております。

○合沢委員 私はいまの二十三条の二項、二項とも修正すべきだといふように主張するわけでございます。

それから次が、二十六条の保証金の関係でございます。保証金については具体的にどのようように考へておられるのか、お聞かせ願いたいと思つております。

○小暮政府委員 卸売業者が開設者に預託します保証金は市場施設の使用料、出荷者に対する仕切り金の支払いを担保するものでございまして、したがって、その額は市場使用料及び繰取り扱い高等を基準として定めるべきものと考えます。ただ現在農林省令で定めております三十万円ないし六百万円というのは昭和三十二年当時のものでございまして、その後の卸売業の実態から見て低きに失するといふように見ておりますので、今回の法改正を機会にできるだけ早い機会に検討してこれを改定したいといふように考えております。

○合沢委員 政令で定めるということでございますが、その政令のきめ方なんですが、いまみたいなきめてしまふと、また政令を変えなければいけないのか、そういった政令の定め方を考えるのか、それとも経済の変動とかいろいろなそういった情勢の変化に応じてきめられるといふような政令の内容にするのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思つております。

○小暮政府委員 政令ではなくて、農林省令で定めることに相なると思ひます。今後経済の変動の

状況をよく見ながら、随時適切に改定してまいりたいと思ひます。

○合沢委員 いまの答弁は、経済情勢の変動等に依つて省令を一々変えなくても、変動に応じて機動的に変え得るという御答弁ですか。

○小暮政府委員 それは基準でございますから、そのつど省令で定めるつもりでございます。

○合沢委員 以上で質問を終わります。

○津川委員 津川君。

○津川委員 私たちは卸売市場について、次の四つの大きな原則と主張を持っております。その一つは、卸売市場は消費者及び生産者である農漁業の中小企業者を保護する立場から運営されるべきであること。二つには、市場は民主的に自主的に運営管理されねばならないということ。三つには、そのためにそうした自主的、民主的運営管理に逆行する国の監督権限の強化は改め、そうした権限を地方自治体もしくは開設者に移行すべきだと思つております。三つには、市場における公正な取引実現のために、卸売人に対してきびしい規制を行なうべきだと考えております。四つには、市場の民主的運営のために各種審議会、協議会には消費者それから卸売り、仲卸、小売り、市場労働組合などの代表者を含む市場関係者、三つには生産者、この三者を加えた、そういう形にすべきだと思つております。

こうした立場から以下若干の質問をしてみます。まず第一に卸のことでございますが、築地の中央青果株式会社は資本に対する利益率、株に対する配当はどうかになっておりますか。

○小暮政府委員 現在個々の会社の経理内容については資料を持ち合わせておりません。

○津川委員 持っていないければ、私のほうから話してみます。資本二億四千万に対して、四十五年六月一日から四十五年十二月三十一日までの半期の利益八千四百五十四万、利益率三五・二%、株に対する配当率一割五分、こういう状況になっておりますが、野菜が高いと皆さん言っているとき

に、卸という公的な性格を持つ人がこういう形の運営でいいのかどうか。もうけることは私も賛成ですが、こういう形でいいのかどうか。農林省の意見を聞かしていただきます。

○小暮政府委員 中央卸売市場の卸売人の財務の内容につきましては、全体としての趨勢を申し上げますと……(津川委員「それは聞いてありますから、この例はどうかということなんです」と呼ぶ) 青果卸売人につきましては、四十四年度で税引き後の純利益は〇・六六%ということに相なっております。ただいま御指摘のような点は、これは資本金が二億、年間どれだけの取り扱い高がございまして、それはただいまわかりませんが、先ほども、午前中にも他の委員の御指摘に答えましたように、卸売会社の資本、必ずしも取り扱い高に対して十分つり合ひがとれているかどうかという問題もございまして、やや資本が寡少ではなからうかと見ております。

○津川委員 この会社の貸借対照表、損益計算書によりまして、子会社持ち株として二億五千二百十八万何が計上しておりますが、この子会社はどんなものでございましてか。

○小暮政府委員 東京中央青果株式会社のことをおっしゃっているのかと思ひますが、東京中央青果株式会社の子会社といひましては、千葉県の松戸にございまして千葉県食品流通センターといひたようなものを子会社として持つております。

○津川委員 あまりはつきり答えないので、私のほうから申し上げてもよろしいかと思ひますが、東京中央青果株式会社が、東京丸果貿易株式会社、埼玉中央青果株式会社、千葉中央青果株式会社が、半期の委託販売が七百七十九億円、この中から表面に出した買付けが五十四億円、そしてこれはここから転送が始まっているわけなんです。東京都内の中における転送ならよろしいが、埼玉中央青果会社というの上尾にありまして、開設者と卸を兼ねております。千葉の中央青果というのは松戸にありまして、開設者と卸を兼ねておる会社

○津川委員 いま中央卸売市場は東京、関東でいうと船橋、千葉、青梅、川崎、横浜にござります。そこで上尾、これが四十六億円、千葉が五十億圓、名古屋に三つの中央青果があります、五十五億圓、三十七億圓、二十八億圓です。とすれば、これはこういう形でやるから消費者が犠牲になつて、私は、ものが上げられていくと思うの

○渡辺政府委員 実はそのような具体的な案件については、農林省からもかねて津川先生のところに行つて、どういふような御質問をなさいますか、質問を教えていただければなるべく懇切丁寧に親切に詳しくお答えをいたしたい、こう思つて再三伺つておるわけですが、突然ここで具体的な問題を出示されました、私どものほうでは資料

○小暮政府委員　もう少し実情を調べてみなければ断定的なことは申し上げないほうがよろしいと思いますが、関東農政局の経済課長、四十年六月一日に退職いたしておりますが、卸売市場に対する指導監督の業務は直接にも間接にもいたしております。なかつたと思います。

はつきり規定しているのであります。買い付けに  
対してもただし書きで制限しておる。どうしてこ  
うなったかといいますと、資本構成がこういう状  
態だからだと思うのでございます。これをやはり  
本来の法律どおりのせり、入札を基本にするよう  
に、原則どおりにこことはやはりやるべきだと思  
うのですが、その指導、決意、こういう御の認可、

これに対する政務次官の見解を伺わしていただきます。

○渡辺政府委員 市場法の示すとおり、せり売りは原則であります。それはやはり原則でやるべきだと思ひます。

○津川委員 こうして大都在りては利益率が四一%、中央魚類は七七%、こうなると、私は消費者の立場から考えても、手数料は、こういう実情にあれば考え直して指導しなければならぬと思ひます。手数料に対する配慮をすること、この市場で働く労働者の厚生施設や賃金、そういう待遇改善の二つに回すべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○小暮政府委員 先ほど来御指摘の中で、利益率が七〇%というふうなお話でございますが、どのような計算でいま利益率をおっしゃっているのか、ちょっと聞き取れませんが、私どものほうの調査では、四十四年の水産物の卸売人の取引後の利益率は〇・三七%というふうに相なっております。もちろんこれは平均でございますから、個々の企業においてはこれと異なるものがあるかと考えます。それから、水産物の場合に比較的買い付けが多い、これは事実でございます。これは御承知のように、たとえば北洋等で一定の時期にとれまして、それ以外年間とれないといったような、たとえば塩蔵のサケのようなものがござります。こういうものにつきましては、何らかの形で買い持ちするということでございます。何となく、消費者の需要にこたえられないというふうなことがござりますので、水産物には青果物とちよつと異なつた取引の必要性があるというふうな事実はござります。ただ、これらの買い付けを行ないました場合に、この買い付けにかかわるマージン率と申しますか、これは全体として見ました場合に三%強でございまして、卸売手数料よりも下回つておるといふのが現在の事情でござります。

○津川委員 局長、やはり虚心たんかいにものを見ましようや。あなたたちがわれわれにこの席で

配つた資料によると、東京都の中央卸売市場の水産物の買い付けは、四十年で三五・九%、四十一年四〇・九%、四十二年四五・〇%、四十三年四九・〇%、四十四年五二・六%です。これでも三十四条が生きてゐるのか、法律の全文に対してもう少し考えてみてほしいのです。もう一つは、しつかりとものを見てほしい。あなたたちが配つたやつには、前期差し引き純利益大都十三億円、これを私に配つてゐるのですよ。だから虚心たんかいにもものを見て指導を正しくしようじゃありませんか。

○小暮政府委員 話が行き違つてはいけませんので、もう一べん申し上げますと、せりでやるか相対でやるかという前に荷物を調達しなければいけません。その荷物を調達するときの荷物の受け方に、委託で受けるか、買い取りで受けるかという問題がございまして、水産物については買い取りで受けるものの数量が次第にふえておるといふことを私も先ほど申し上げたわけでございまして、これは市場に入つてまいります水産物の中で、いわゆる冷凍品の比率が急激にふえておるといふこととあらはる現象でござります。

○津川委員 注文よりも特例の場合のほうが主力を占めてもよいというのか。現実にあなたたちが指導してゐる最中にこういうふうなふえてきたのに対して、やはりせりを中心にするという政務次官なりの考え方に徹してみませんか。私はここで論争はいたしません。そこで、こういう結果を生むことになりましたので、卸売人の性格、資本というものを、これは慎重に考えてみませんか。一つの公社にするなどという立場が考えられるが、徹底的に法どおりにせり、入札というものを厳重に守らしていつて、世間の常識の範囲内の買い付けな転送なり相対売りなり、そのいづれかでもよろしいが、こういう決意が必要だと思ひますが、政務次官どうでございますか。

○渡辺政府委員 卸売市場は、それは卸売人は、調達の場合は委託が原則、売りの場合はせりが原則です。しかしながら、先ほど再々言つておるよ

うに、品物の性質その他によつては買い付けあるいは場外売り、いろいろあるわけですが、築地のいまの会社のいろいろな話がございまして、内容についても私よく存じておりませんが、ひとつ徹底的に調べてみたい。そしてあなたのおっしゃるようなことがあるかないか、私もひとつ真剣に調べてみるつもりです。

○津川委員 そこで、法で規定されている審議会や協議会の構成ですが、これもだいたい問題になつたやうですが、社会保険関係では、中立と払うほうと受け取るほう、こういう三者になつておるから問題が起るのですが、私は、市場の健全な運営のために、やはり消費者の側からも、はつきりと消費者の人が納得のいく消費者の代表を加える。そうすると、この間議論になつた、包装なんか要らないという意見や、次官が言つたとおり、リンゴをみがかなくてもいいという意見、こういう形になりはせぬかと思ひます。こういう消費者の代表を入れたほうがいい。その次には、何としても市場を運営していくのだから、卸、仲卸、小売り、市場で働く労働者の労働組合の代表、これを入れるべきだ。そしてもう一つは生産者を入れて、生産者は農民、漁民、もう一つは加工して市場に出す中小企業の方もありますが、こういう三者でやつて、私はいささかも政府が心配しておるような社会保険審議会みたいなことは、あれは私もよく覚えておりますが、ああいふことはな

いと思ひますが、いかがでございますか。

○渡辺政府委員 市場は生産者も必要だし、それから仲介業者も必要だし、小売りや消費者、こういう方も必要なんです。それから、その実情に詳しく、非常に理解のある人をやはり配置をする必要があるだろう。生産者代表、消費者代表あるいは業界代表というふうな形で入れますと、なかなか立場にこたわり過ぎて全体の問題について調和がとれないといひます。一般普遍的な話のままとまりといふことにおいてまともなつらいつらいつた点もあつたと思ひますので、各界の代表という形ではなくして、そういうことに非常に理解を持つ

ておられる方を十分考へて、学識経験者として入れるつもりであります。

○津川委員 次官のことばは、これは繰り返して論議しませんが、きょうも市場に行つてみれば、築地のあの市場に出入りする人が一日に一万七千人。あのあふないところでやつておる人たちが、こういう人たちの意見を代表するような構成にいまなつてゐますか。この点が私不安なんです。いまの東京都だと十人というのを、こういう形でもつとふやしたほうがいい。二十人くらい入れたほうがいいと思ひますが、市場で働く人たちの意見が反映されるような形になつてゐるのか。それから、ふやしたほうがいいのじゃないかという、この二つに対して……

○渡辺政府委員 現在は法律に基づいた、そういう協議会というふうな制度がございせんから、現在は入つておりません。しかし先ほど言つたやうに、それは市場の経営あるいはそういうふうな業務の問題等についても認識のある、理解のある学識経験者というものは、これはやはり学識経験者として、何々代表というのではなくして、そういうことの事情に詳しい人は、それはやはり入れていくことがいひだらう、こう思ひます。

○津川委員 そこで、市場で働く人たちのことで、先ほどは基本方針の中で、その他の重要事項の中として盛るといふふうに出ていますが、あのとおりで、見られればおわかりでしょうが、けがをするのです。けがしても治療してくれる人がいまいのです。これはあるかと聞けば、局長があると言ひます。そうすると私は、九時からしか出ていないと、これは省きますが、実際は九時からしか出ていないのです。そこでけがした人たちは自分でやつてゐる。こういう体制に対して、具体的な指導態度をひとつ伺つていただきます。

○小暮政府委員 労務管理の問題はきつめて大切な問題であるといふふうに考えますので、市場に対する指導監督の一つの重要な部門として、今後十分注目していきたいと思ひております。

○津川委員 もう一つ。きょうも行ってみてわ

りますとおり、私たちは長ぐつで国民の口に入っ  
ていくあのマグロの冷凍のものとかいろいろな  
ものの間を行ってゐるわけです。したがって市場  
全体としての衛生管理は、普通の工場、事業所  
における衛生管理では私は不十分だと思います。  
こういう点で特別な衛生管理体制が必要かと思  
うのです。通り一べんの、ほかの事業所におけ  
るのではなく、特別な衛生管理を考へてみたほう  
がよいと思うのですが、いかがでございますか。

○小暮政府委員 市場には厚生省のほうの担当  
者も常駐いたしております。十分所管の役所と相  
談して、適切な方向に指導いたしたいと思ひま

す。衛生管理委員会、そういう施設のものが必要  
だと思ひます。これは答へは要りません。  
時間もきましたので、最後に、先ほどの埼玉の  
上尾、それから千葉の市場、これは開設者も卸も  
私立です。こういう点でかなり地方市場を整備  
して、国民の要求にこたへるべきだと私は思ひ  
ます。人口二十万以上となればかなり多くつく  
らなければならぬけれども、先ほどの議論です  
と、地方市場を三分の一に減らすとか、こうい  
うことが聞かされてくるので心配になったわけ  
です。そこでこの法律全体を貫く農林大臣の指  
導、監督、認可権限がとて強く、地域住民の要  
請にこたへられない部分がかかり出てまいるか  
と思ひます。そこで市場開設の、地域とそれか  
ら規模の一つの基準があるならば、その基準は  
地方自治体の責任者もしくはそれらの協議した  
関係者に明示しておいて、開設や認可やいろ  
んな権限を移して、そして地域住民の要求に  
こたへて市場をた

くさんふやすべきだ、こう私たちは考へてい  
るのですが、いかがでございますか。  
○渡辺政府委員 権限の問題であります。中央  
卸売市場は全国各地から品物が入ります。築  
地にしてもそうであつて、東京都だけから品  
物がきてゐるわけではない。したがってそうい  
うよう

な開設その他の問題については、やはり全国的  
な視野で農林大臣が監督をすることがいいの  
でなかろうか、私はこう思ひます。それから地  
方府県知事に対する権限は、すでに法律に書  
いてあるとおり、運営その他についてはやは  
り監督の権限を与えておるのでありますから、  
両方監督するといふことでバランスがとれて  
いるだらう、こう思ひます。

○津川委員 これでは最後にしますが、例の公  
正取引委員、私的独禁の問題で、いま神戸、  
札幌、福岡、北九州、全国の百万以上の大  
都市でこれは一社です。私たち実際にリン  
ゴを出荷する仲買人や農業協同組合から  
意見を聞いてみました。神戸はたいへん困る  
そうです。値引きをしないそうです。送つて  
いってもなかなかよくない。そこでい

いとところは名古屋、三社です。これがど  
つちも取り扱い高五十五億、三十七億、二  
十八億、非常によろしい、こういう形であ  
りますので、この独禁法に抵触するのじゃ  
ないか、この二十九条の適用除外をうたつ  
たところは考へなければならぬ。二社ある  
ところでもない。京都は、京都青果とい  
うのは百二十四億円の扱い、もう一つは三  
十七億。ここでは京都青果が荷物を買い付  
けにくい。そしてもう一つのほりをたいて  
つづいていくという情勢があつて、こゝで  
も荷が非常に扱にくい、こういう形なんです。  
これは東一が四百九十六億、八十一億、  
全販連が八十七億の一八％、一元が二十七  
億の五％で、こゝでやはり日本の市場の青  
果の基本的な主流をなして、支配的な東一  
における値段が全国の値段になるという  
ときに、こゝで独占体制があるわけだ。こ  
の点は考へていただかなければならぬ。こ  
れは意見を聞かしていただきたい。

時間がないので、もう一つ。第一条です。  
国民に對して安心して生鮮食料品を届けよう  
とすれば、生産者も納得いかなければならぬ  
、消費者も納得いかなければならぬ、その  
仲介をなす人も納得いかなければならぬ、こ  
う考へるわけです。こゝで考えるわけだ。こ  
の目的を見ますと、主として流通機構のこ  
とに中心が置かれてありますので、一条の中  
にもう一つ生産者である農民、漁民、中小  
企業者、消費者、そういうものの利益を守  
るという精神を表現したほうが、後々いろ  
んな仕事をすると、国民の納得がいくな  
らぬと思ひます。もつとも第一条は、「もつ  
て国民生活の安定に資する」といふことを  
書いてありますが、これだとなかなか迫  
力がなくなりますので、具体的な形で盛  
つたほうがよろしいんじゃないか。

時間が来ましたので、質問を重ねました  
けれども、独禁法の関係とこの一条の関  
係を答へていただきます。  
○渡辺政府委員 市場開設にあつては卸  
売人を何人にするかといふことについては、  
再々局長からもこの委員会でも答へてお  
るうちに、少数、複數——しかしながら市  
場間の競争がある。すぐ都市が並んでお  
つて市場がつながつておるといふような  
場合においては、市場間同士の競争があ  
りますから、そこで卸売人が單數であつ  
ても、自分のわがままなことができない  
わけにはまいりません。ですからさうい  
う場合には單數でもいいだらうといふ、こ  
ういふことでもあります。  
それから、法第一条においてその目的に  
消費者、中小企業者の育成といふこと  
をうたうべきじゃないか、農民も育成す  
るといふことをうたうべきじゃないかとい  
ふ御質問であります。この法案第一条に  
おいては、究極の目的といたしまして生  
産及び流通の円滑化をはかる、このこと  
によつて国民生活の安定つまり消費者の  
利益を保護するといふことをいってゐる  
わけでありまして、ですから、広い意味で  
中小企業者も農民も消費者も国民生活の  
安定といふことに入つておられますから、  
私にはお説は十分に取入れられておるも  
の、かように解釈をしておる次第でござ  
います。  
○津川委員 終わります。

○草野委員長 次回は明四日開会することとし、  
本日はこれにて散会いたします。  
午後五時三十二分散会





昭和四十六年三月十八日印刷

昭和四十六年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A